

第 5 期宗像市障がい福祉計画
第 1 期宗像市障がい児福祉計画

平成 30 年 3 月

宗 像 市

目 次

第1章 計画の概要

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	計画の基本理念	3
5	計画の基本的視点	4
6	計画の施策体系	6
7	計画の策定体制	7

第2章 障がい者等の現状

1	人口動態	8
2	身体障がい者の状況	10
3	知的障がい者の状況	13
4	精神障がい者の状況	14
5	難病患者の状況	15
6	障がい者の雇用の状況	16
7	アンケート調査結果に見る障がい者のニーズ	17

第3章 施策の現状と課題及び今後の取り組み

1	生活支援の充実	21
(1)	情報提供・相談支援体制の充実	21
(2)	障がい福祉サービスの充実	26
(3)	地域福祉の推進	29
(4)	防災対策の推進	31
2	雇用・就業の促進	36
(1)	障がい者雇用の促進	36
(2)	障がい者のための総合的な就労支援	39
3	生活環境の整備	43
(1)	道路・公共施設のバリアフリー化	43
(2)	公共交通機関の利便性の向上	45
4	障がい者理解の促進と権利擁護の推進	46
(1)	障がい者への理解と差別解消の促進	46
(2)	権利擁護の推進	50

5 障がい児支援の充実	51
（１）障がい児の相談支援及び発達支援の充実	51
（２）障がい児の教育支援の充実	55

第4章 障がい福祉サービス等の事業量の見込み

1 平成32年度の成果目標	57
（１）福祉施設入所者の地域生活への移行	57
（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	58
（３）地域生活支援拠点等の整備	58
（４）福祉施設から一般就労への移行等	58
（５）障がい児支援の提供体制の整備等	60
2 事業量見込み	61
（１）障がい福祉サービス等の事業量見込み	61
（２）地域生活支援事業の事業量見込み	69
（３）児童福祉法上のサービス事業量見込み	73

第5章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携	76
2 計画の進捗管理	76

資料編

1 宗像市障害福祉計画検討委員会設置要領	77
2 宗像市障害福祉計画検討委員会委員名簿	78
3 宗像市保健福祉審議会規則	79
4 宗像市保健福祉審議会委員名簿	81
5 計画策定の経緯	82
6 宗像市保健福祉審議会 諮問書	83
7 宗像市保健福祉審議会 答申書	84
8 市民意見提出手続による意見と回答	85

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、平成18年度の「障害者自立支援法」の施行を受け、同法に基づく「第1期宗像市障害福祉計画」を策定し、その後、3年ごとに見直しを行いながら4期にわたって障がい者施策の推進に努めてきました。

第1期計画策定後の10年は、「障害者権利条約」締結に必要な国内法の整備をはじめとする障がい者に係る制度の集中的な改革の歴史でもありました。平成23年には「障害者基本法」の改正、平成24年には「障害者自立支援法」に代わる「障害者総合支援法」の制定が行われ、発達障がい者や難病患者等が障がい福祉サービスの対象となることが法律上明示され、利用者負担について応能負担を原則とするほか、相談支援の充実、障がい児支援の強化、地域における自立した生活のための支援の充実などの新しい内容が示されました。

その後、平成25年には「障害者基本法」第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障がいを理由とする差別の解消の推進を目的とした「障害者差別解消法」が制定され、平成26年1月、採択から7年、発効から5年あまりの歳月を経て、ようやく障害者権利条約の批准・締結が行われました。

また、平成28年5月に可決・成立した「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正」では、障がい者が自らの望む地域生活を実現するための支援の充実や、障がい児支援に対するニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実が規定されており、地域生活支援拠点等の整備とともに、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた施策展開が求められています。

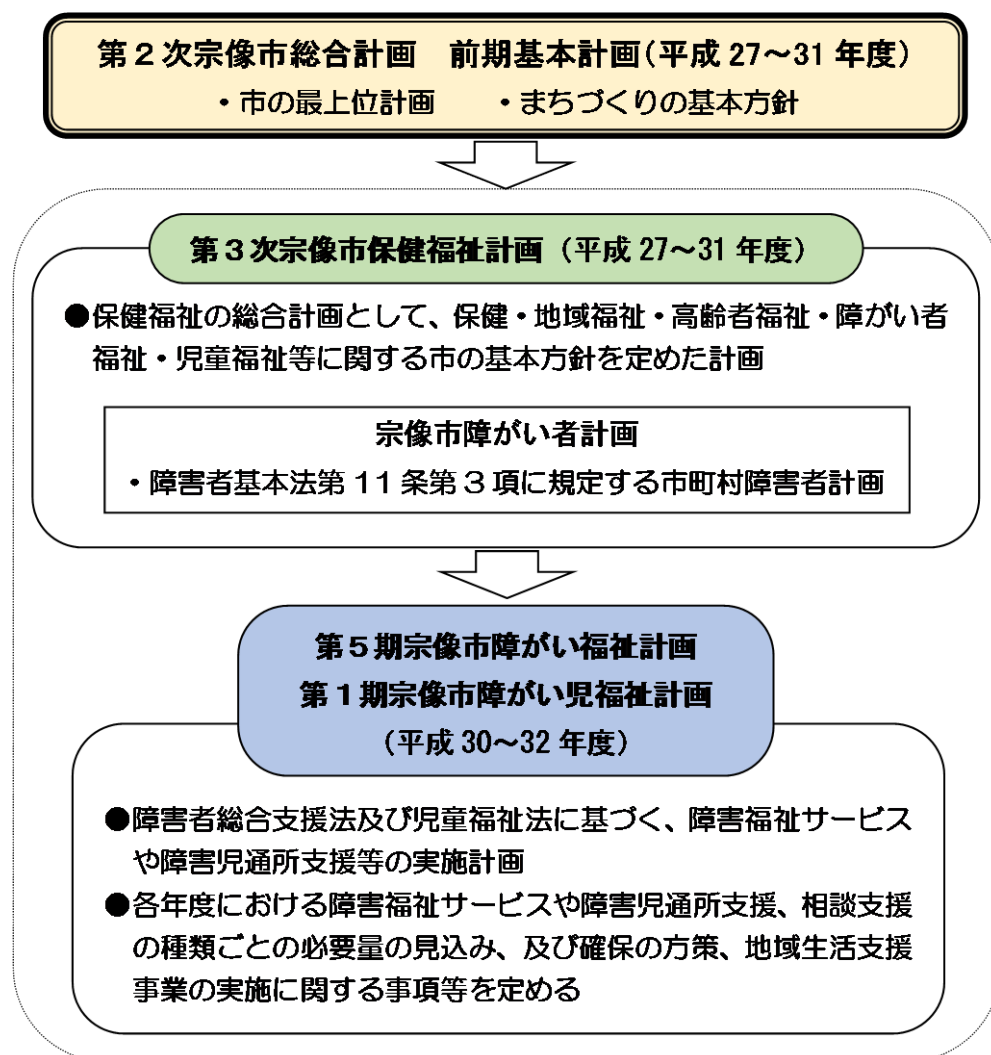
さらに国は、平成29年2月、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた改革工程を発表し、市町村の福祉行政も新たな局面を迎えています。

本市においても、こうした国の動向やこれまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、障がい者施策の見直しを行う必要があります。障がい者施策にかかわる基本的な理念や原則を再確認するとともに、障がい者を取り巻く環境の変化と新たな課題やニーズにも対応した新たな「第5期宗像市障がい福祉計画及び第1期宗像市障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第 88 条に定める「市町村障害福祉計画」、及び「児童福祉法」の改正に伴い同法第 33 条の 20 で策定が義務づけられた「市町村障害児福祉計画」を一体として策定するもので、国の基本指針に則して、障害福祉サービスや障害児通所支援、相談支援の種類ごとの必要量の見込み及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画です。

また、本計画は、上位計画である「第2次宗像市総合計画」や「第3次宗像市保健福祉計画」など、市の各種関連計画の中の障がい者に関する施策についての行動計画としても位置づけます。



3 計画の期間

本計画は、平成30年度を初年度とし、平成32年度を目標年度とする3か年計画とします。ただし、法律の改廃・制定、計画の進捗状況や社会経済状況の変化等により必要な場合は、随時見直しを行うものとします。

4 計画の基本理念

すべての市民が、障がいの有無を問わず、基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重されつつ、自立支援とあらゆる社会参加の機会を保障され、相互に人格と個性を尊重しあう共生社会の実現

本計画では、第4期計画で掲げた基本理念「すべての市民が、障がいの有無を問わず、基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重されつつ、自立支援とあらゆる社会参加の機会を保障され、相互に人格と個性を尊重しあう共生社会の実現」を踏襲し、引き続き、目指す将来像である「住み慣れた地域で、共に支え合い、障がいのある人が自分らしく安心して暮らせるまち」の実現を目指します。

5 計画の基本的視点

基本理念の実現に向けて、以下の5点を計画の基本的視点とします。

（１）自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者の主体的な選択や決定を尊重し、障がい者が基本的人権を有する社会の一員として、日常生活においてそれぞれの能力を発揮し、自立できる機会の確保に努めます。

また、障がい者本人の自己決定を尊重する観点から、障がい者の適切な意思決定・意思表明のため、国のガイドラインに則した情報提供の充実をはじめとする意思決定の支援と言語（手話を含む）その他の意思疎通手段の選択機会の提供を促進します。

（２）社会的障壁の除去

障がい者の自立と社会参加を阻んでいる物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報における障壁、意識上の障壁などを除いていくこと（バリアフリー）により、障がい者が社会活動を自由にできる平等な社会づくりをめざします。

障害者基本法の改正では、障がい者の定義について、「個人の機能障がいにより原因があるもの」とする「医学モデル」から、「障がい（機能障がい）及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする「社会モデル」への転換が行われ、加えて社会的障壁の除去を必要とする障がい者に対し、必要かつ合理的な配慮が求められています。障がい者が障がいを理由として差別を受けたり、障がいへの配慮がないため暮らしにくさを感じたりすることがないように、障害者差別解消法の理念を普及させるとともに、市の事業・事務の実施にあたっては、障がい者及び障がい者団体の意見を十分に聴きながら、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。

また、社会的障壁の除去を進めるためには、行政はもちろん、社会のすべての構成員が障がい者問題を理解し、主体的に取り組んでいく必要があります。このような全員参加による取り組みを進めていくためにも、地域住民や企業等に対する啓発・広報の一層の充実に努めます。

（３）地域共生社会の実現

障がい者が家庭や地域の中で生きがいを持ちながら安心して暮らし続けていくためには、在宅生活を支援する公的サービスの充実だけでなく、障がい者やその家族を地域ぐるみで見守り、支援していくという互助と連帯の精神に支えられた地域社会を築くことが重要です。障がいのある人々を社会的に排除するのではなく、地域社会への参加と参画を促し、社会に統合するという「ソーシャル・インクルージョン※」という大きな視点に立ち、援護を必要とする障がい者とその家族を地域で支え、必要な情報やサービスを地域で提供できる体制づくりを支援することにより、全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現をめざします。

なお、介護保険法・障害者総合支援法・児童福祉法等の改正においても、高齢者と障がいのある人や障がいのある子どもが同一の事業所でサービスを受けやすくするための「共生型サービス事業所」が新たに位置づけられており、今後の具体的な展開に適宜対応していく必要があります。

（４）障がい児支援の充実

発達支援が必要な子どもや障がい児の保護者の多くはさまざまな不安や悩みを抱えながら日々を過ごしており、障がい児への支援充実は、その保護者への相談支援の充実から始まります。

また、これまでの障がい児への支援は、それぞれの障がい特性と時期に応じた各専門機関による支援の充実を図ることに重点が置かれ、関係者間の連携が不十分なケースもありました。幼児期の療育、就学期の特別支援教育、学校卒業後の就労や社会参加に対する支援など、それぞれのライフステージで提供される支援が連続性をもったものとなるよう、関係機関の連携と情報共有の仕組みをつくり、個別支援システムの強化を図ります。

（５）障がい者等の高齢化への対応

人口構造の高齢化に伴い、障がい者の高齢化が進むとともに、高齢者の中にも障がいが発生する人が多くなっています。さらに、高齢化の波は、障がい者本人以上にその両親等介助者にも押し寄せており、家庭における介護力の低下が問題となってきています。

このため、介護保険サービスとの役割分担や連携を図りながら、生活支援の充実、生活環境の整備促進を図るとともに、「親亡き後」を見据え、障がい者が自らの望む地域生活を実現するための支援の充実に努めます。

※ ソーシャル・インクルージョン：全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。社会的包摂、社会的内包と訳される。

6 計画の施策体系

「住み慣れた地域で、共に支え合い、障がいのある人が自分らしく安心して暮らせるまち」の実現を目指し、本計画では以下の5つの施策分野ごとの施策の基本的方向性と今後の取り組みを定めます。



7 計画の策定体制

(1) 障がい福祉に関するアンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、障がい者の日常生活の状況や障がい者福祉施策に関する要望等を把握し、計画見直しの基礎資料とするために、「宗像市障がい福祉に関するアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施しました。

●アンケート調査の実施概要

調査対象	宗像市在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、及び自立支援医療（精神通院医療）受給者の中から以下の手順でそれぞれ無作為抽出を行った。 ① 上記対象者の中から満 18 歳未満の人 268 人を抽出。 ② 65 歳未満の身体障害者手帳所持者の中から 400 人を抽出。 ③ 65 歳未満の療育手帳所持者 360 人を抽出。 ④ 65 歳未満の精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療（精神通院医療）受給者の中から 400 人を抽出。
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成 29 年 8 月 19 日～8 月 31 日（調査基準日：8 月 1 日）

(2) 障がい福祉事業者アンケート及び意見交換会の実施

障がい福祉サービス提供現場における課題や問題点を把握するため、サービス提供事業者にはアンケートへの回答を依頼するとともに、それを基に後日意見交換会を行いました。

(3) 宗像市障害福祉計画検討委員会における協議・検討

計画案を検討する場として、当事者団体の代表者や関係機関等で構成する「宗像市障害福祉計画検討委員会」を設置し、協議・検討を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

平成 30 年 2 月に、計画案を公表し、市民から意見聴取を行いました。

第2章 障がい者等の現状

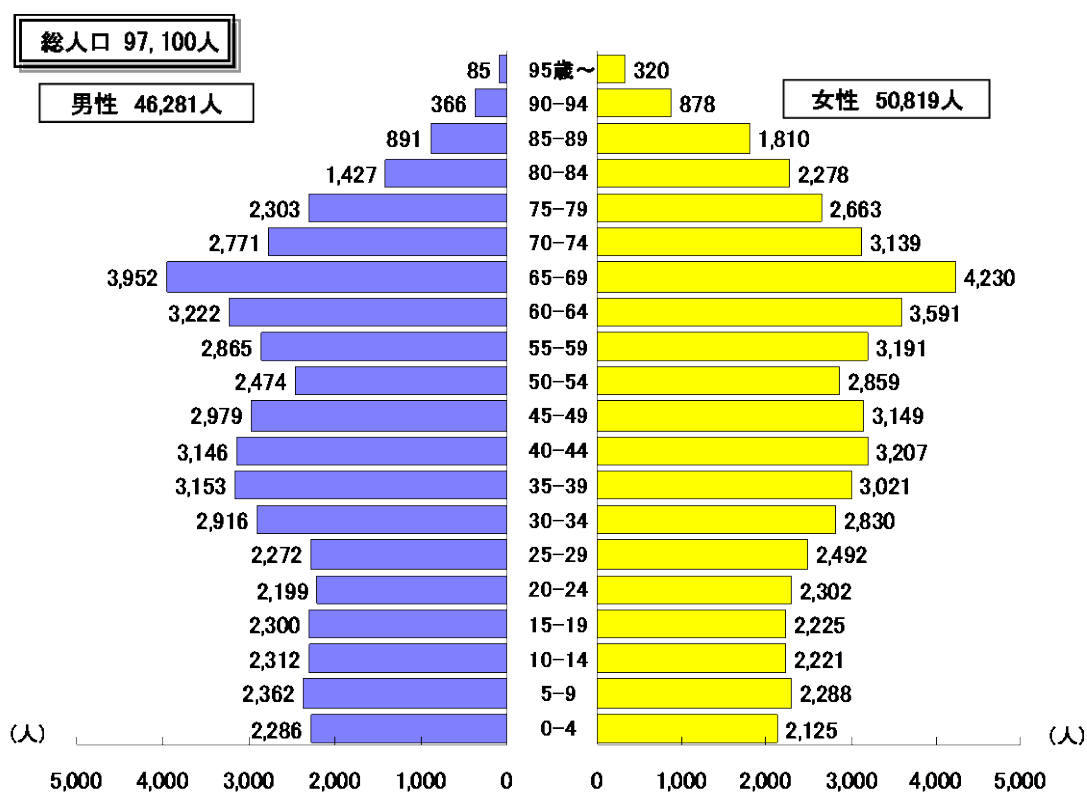
1 人口動態

(1) 人口構造

本市の人口は、平成 29 年 9 月末現在で、男性 46,281 人、女性 50,819 人、合計 97,100 人です。

年齢階層別にみると、65～69 歳が最も多くなっており、今後 5 年間でそれに次いで人口の多い 60～64 歳の階層が順次高齢期に達することから、本計画期間中も引き続き高齢化率の上昇が見込まれます。

■人口ピラミッド（平成 29 年 9 月末現在）



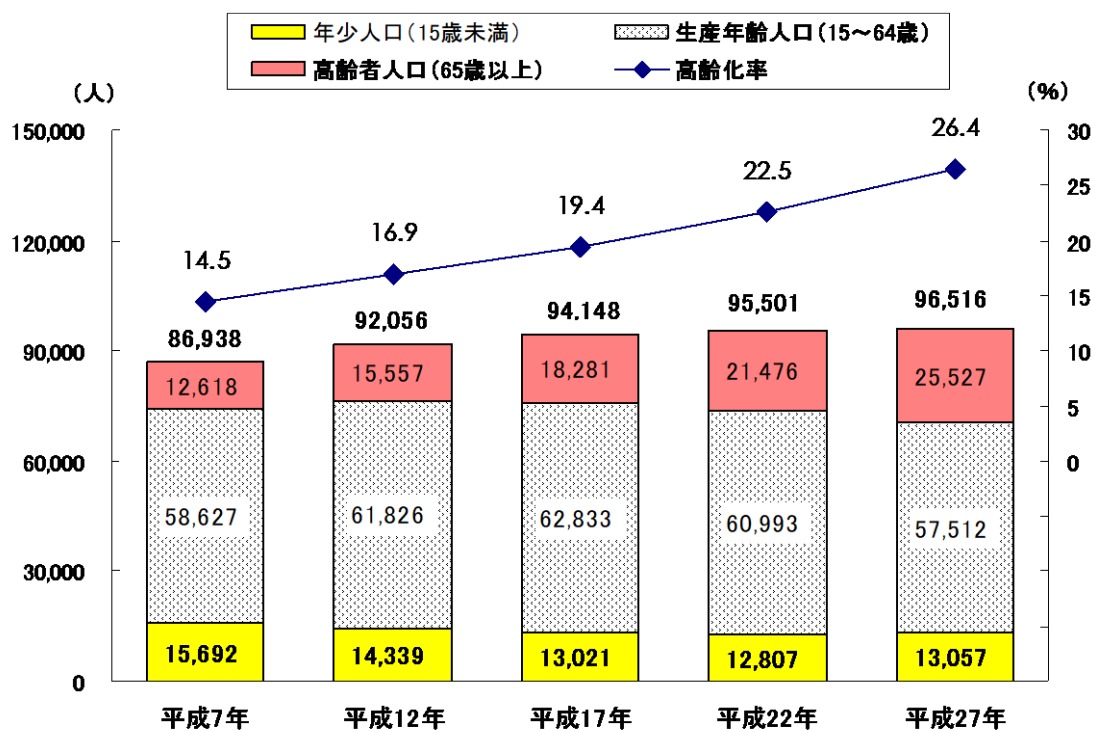
資料：住民基本台帳

(2) 人口等の推移

人口の推移を見ると、総人口は一貫して増加傾向にあり、平成7年から平成27年までの20年間で見ると、9,578人（11.0%）増加しています。

また、年齢3区分別人口の推移をみると、15～64歳の生産年齢人口は平成17年以降減少が続き、15歳未満の年少人口も平成22年までは減少を続けていたのに対し、65歳以上の高齢者人口は増加を続けています。それに伴い、高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）も、平成7年の14.5%から20年間で11.9ポイント上昇し、平成27年は26.4%となっています。

■年齢3区分人口及び高齢化率の推移



※各年10月1日現在

※総人口には年齢不詳を含む。

資料：国勢調査

2 身体障がい者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数

本市の身体障害者手帳所持者数は、平成29年3月末現在3,750人で、うち18歳以上が3,675人で全体の98.0%を占めています。

障がい種別毎に見ると、肢体不自由が1,931人（51.5%）と最も多く、次いで内部障がい1,310人（34.9%）となっています。また、重度障がい者（1、2級）は1,741人で、全体の46.4%を占めています。

身体障害者手帳所持者数

(単位:人)

障がい種別	年齢別	等級別						合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障がい	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	53	60	10	9	25	12	169
	合計	53	60	10	9	25	12	169
聴覚・平衡機能障がい	18歳未満	0	5	1	1	0	1	8
	18歳以上	14	69	33	53	2	118	289
	合計	14	74	34	54	2	119	297
音声・言語障がい	18歳未満	0	1	0	0			1
	18歳以上	1	0	20	21			42
	合計	1	1	20	21	0	0	43
肢体不自由	18歳未満	33	10	4	2	0	0	49
	18歳以上	321	383	352	487	221	118	1,882
	合計	354	393	356	489	221	118	1,931
内部障がい	18歳未満	14	0	2	1			17
	18歳以上	768	9	218	298			1,293
	合計	782	9	220	299	0	0	1,310
合計	18歳未満	47	16	7	4	0	1	75
	18歳以上	1,157	521	633	868	248	248	3,675
	合計	1,204	537	640	872	248	249	3,750

※平成29年3月末現在

資料:福祉課

※障がい重複している場合は、代表部位、総合等級で計上

(2) 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

本市の身体障害者手帳所持者数は、平成25年度以降増加傾向にあり、平成25年度から平成28年度までの3年間で、103人（2.8%）増加しています。

等級別に見ると、3級は減少傾向、2級は横ばい傾向ですが、その他の等級は増加傾向にあります。

等級別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	1,151	1,138	1,153	1,183	1,204
2級	535	532	535	541	537
3級	673	676	657	655	640
4級	861	861	860	861	872
5級	217	217	227	240	248
6級	234	223	229	242	249
合計	3,671	3,647	3,661	3,722	3,750

※各年度末現在

資料:福祉課

(3) 障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

障がい種別毎に平成24年度からの推移を見ると、年によるばらつきはありますが、視覚障がいは減少傾向、音声・言語障がいは横ばい傾向、それ以外の障がい種別は増加傾向にあります。

障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

障がい種別	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
視覚障がい	218	199	186	176	169
聴覚・平衡機能障がい	268	263	274	295	297
音声・言語障がい	46	45	41	40	43
肢体不自由	1,856	1,885	1,895	1,917	1,931
内部障がい	1,283	1,255	1,265	1,294	1,310
合 計	3,671	3,647	3,661	3,722	3,750

※各年度末現在

資料:福祉課

(4) 年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移

年齢階層別に平成 24 年度からの推移を見ると、「18 歳未満」は微増、「18 歳以上」は平成 25 年度以降増加傾向となっています。

年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位: 人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
18歳未満	62	68	73	74	75
18歳以上	3,609	3,579	3,588	3,648	3,675
合計	3,671	3,647	3,661	3,722	3,750

※各年度末現在

資料: 福祉課

3 知的障がい者の状況

(1) 障がい程度別療育手帳所持者数の推移

本市の療育手帳所持者数は、平成 28 年度末現在 630 人で、年々増加する傾向にあります。

障がい程度別に見ると、A判定（最重度、重度）が 289 人、B判定（中度、軽度）が 341 人となっており、年によるばらつきはありますが、平成 24 年度から平成 28 年度にかけて、A判定は 7.4%増、B判定は 20.9%増となっています。

障がい程度別療育手帳所持者数の推移

(単位: 人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
A判定	269	277	289	300	289
B判定	282	308	331	349	341
合 計	551	585	620	649	630

※各年度末現在

資料: 福祉課

(2) 年齢階層別療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数を年齢階層別に見ると、平成 27 年度から 28 年度にかけては、18 歳未満は増減なし、18 歳以上は減少となっていますが、平成 24 年度から 27 年度にかけてはいずれも増加傾向にありました。

年齢階層別療育手帳所持者数の推移

(単位: 人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
18歳未満	135	159	162	172	172
18歳以上	416	426	458	477	458
合 計	551	585	620	649	630

※各年度末現在

資料: 福祉課

4 精神障がい者の状況

（１）精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 28 年度末現在 595 人で、平成 24 年度以降、一貫して増加傾向にあります。

また、障がいの等級別に見ると 2 級が最も多く、平成 28 年度で見ると、全体の 56.5% を占めています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (単位: 人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1 級	63	65	72	61	64
2 級	278	301	335	341	336
3 級	94	115	130	156	195
合 計	435	481	537	558	595

※各年度末現在

資料: 福岡県精神保健福祉センター

（２）自立支援医療（精神）利用者数の推移

本市の自立支援医療（精神）利用者数は、平成 28 年度末現在 1,179 人で、平成 24 年度以降、一貫して増加傾向にあります。

自立支援医療（精神）利用者数の推移 (単位: 人)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用者数	951	1,012	1,078	1,142	1,179

※各年度末現在

資料: 福岡県精神保健福祉センター

5 難病患者の状況

本市の難病患者のうち、医療費の助成の対象として特定疾患医療受給者証の交付を受けている人は、平成28年度末現在773人となっています。

医療費助成の対象となる疾病は、平成26年12月まではベーチェット病、重症筋無力症、モヤモヤ病など56疾病となっていました。平成27年1月からは、これに自己免疫性溶血性貧血、IgA腎症、甲状腺ホルモン不応症などが加わって110疾病、さらに平成27年7月には196疾病、平成29年4月には24疾病が加わって合計330疾病が指定難病となっています。

一方、平成25年4月からは、難病等が障害者総合支援法の対象となり、障がい福祉サービスが受けられるようになっていきます。当初は「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ130疾病が対象となっていました。上記指定難病及び小児慢性特定疾病の対象疾病の見直しを受け、障害者総合支援法の対象疾病も、平成27年1月より130疾病から151疾病に、平成27年7月には332疾病に、さらに平成29年4月には358疾病に拡大されています。

特定疾患医療受給者証交付件数の推移（宗像市）（単位：人）

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
交付件数	625	683	710	764	773

※各年度末現在

資料：福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所

6 障がい者の雇用の状況

(1) 企業の障がい者の雇用状況

平成28年6月1日現在、福岡東公共職業安定所管内にある企業の障がい者の雇用状況は以下のとおりで、法定雇用率（2.0％）達成企業の割合は、全体の51.9％となっています。

企業規模別の障がい者雇用状況（福岡東公共職業安定所管内）

規模	企業数	労働者数 (人)	障がい者 数(人)	雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業	法定雇用率 未達成企業
50～99人	1,442	104,611.5	1,870.0	1.79	721	721
100～299人	1,357	204,829.0	3,748.5	1.83	749	608
300～499人	261	92,022.0	1,763.0	1.92	121	140
500人以上	279	376,170.5	7,783.0	2.07	141	138
計	3,339	777,633.0	15,164.5	1.95	1,732	1,607

※平成28年6月1日現在

資料：福岡労働局

※障がい者数には、重度障がい者（実人数×2）及び重度以外の障がい者を含む。

※短時間（週所定労働時間20時間以上30時間未満）労働者1人は0.5人として集計

(2) 市の行政機関における障がい者の雇用状況

平成29年6月1日現在、市の障がい者雇用率は2.7％となっており、法定雇用率（2.3％）を上回っています。

市の障がい者雇用状況

対象職員数	障がい者数	障がい者雇用率	法定雇用率
553人	15人	2.7%	2.3%

※平成29年6月1日現在

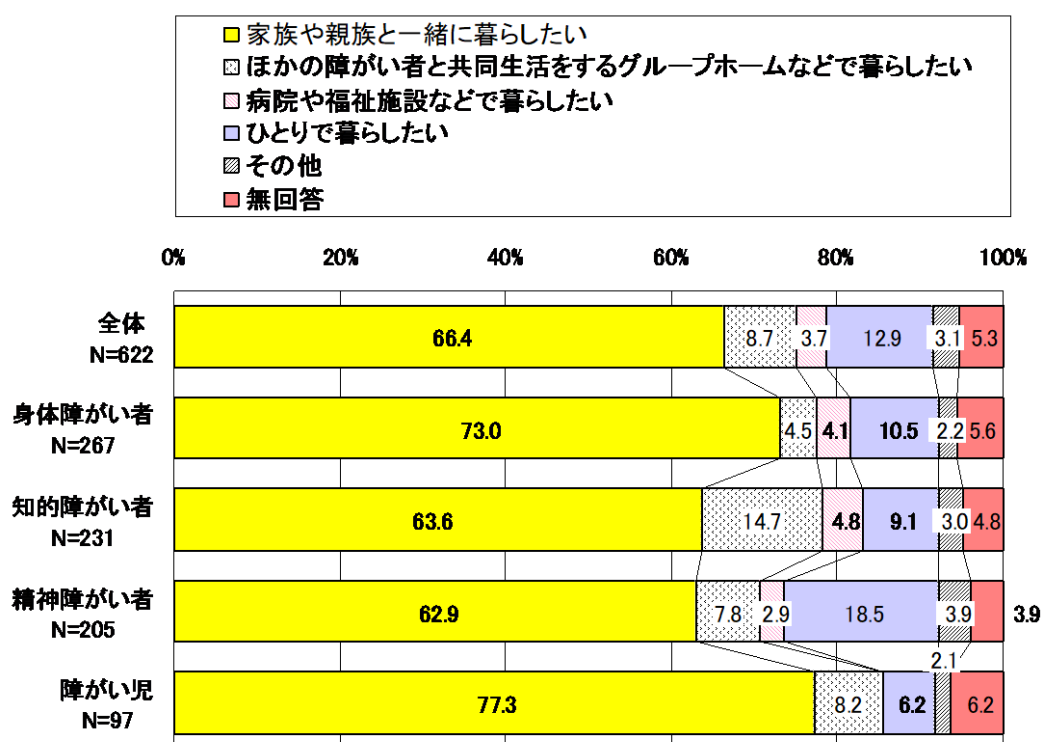
資料：人事課

7 アンケート調査結果に見る障がい者のニーズ

(1) 希望する暮らし方

暮らし方については、いずれの障がい種別においても「家族や親族と一緒に暮らしたい」という回答が最も多く、全体の66.4%を占めています。

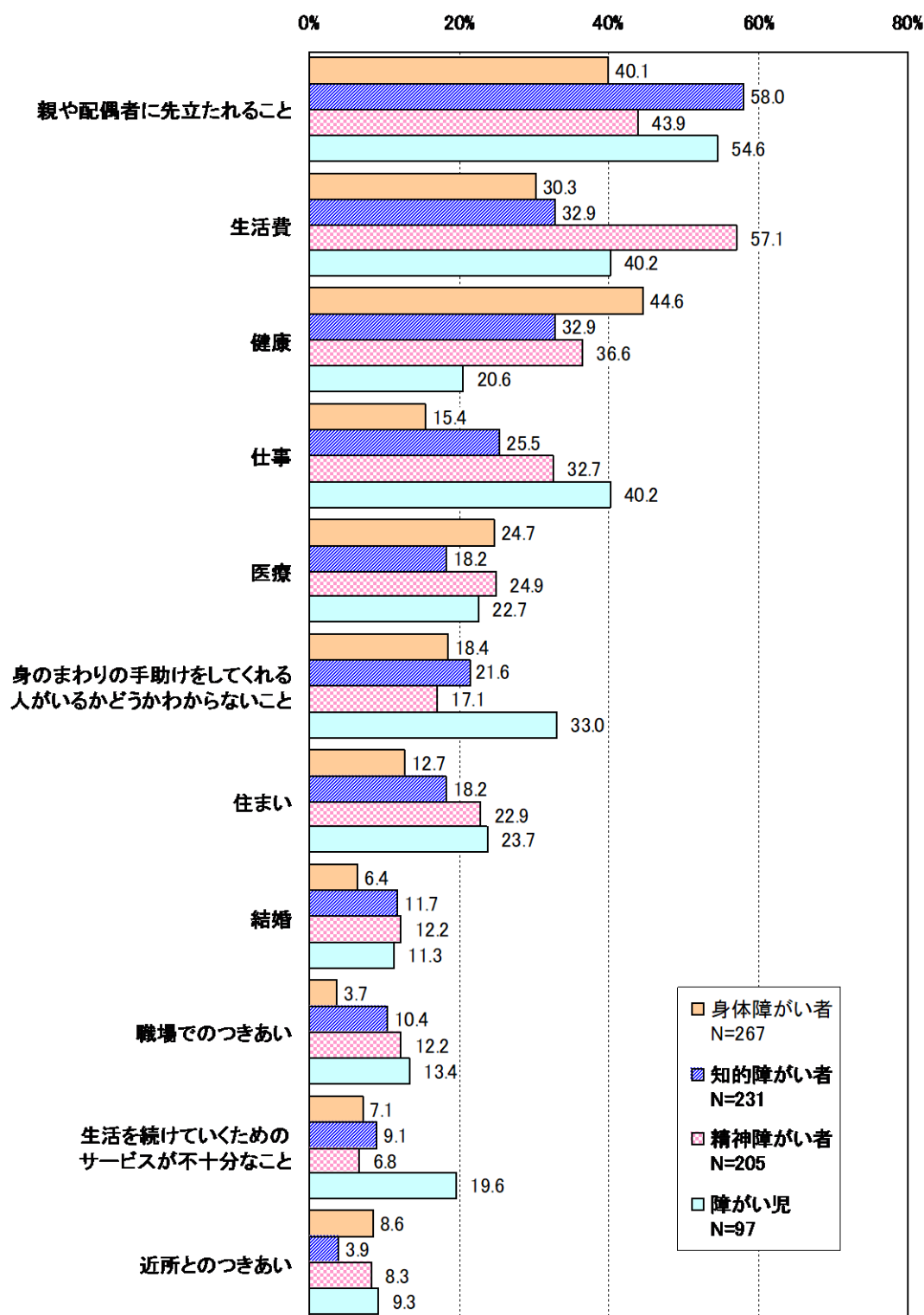
障がい種別に見ると、精神障がい者では「ひとりで暮らしたい」という回答が18.5%と、他の障がい種別に比べ高い割合となっています。



※グラフ中の「N」は、割合算出の基数となる有効回答者数を示しています（以下同じ）。

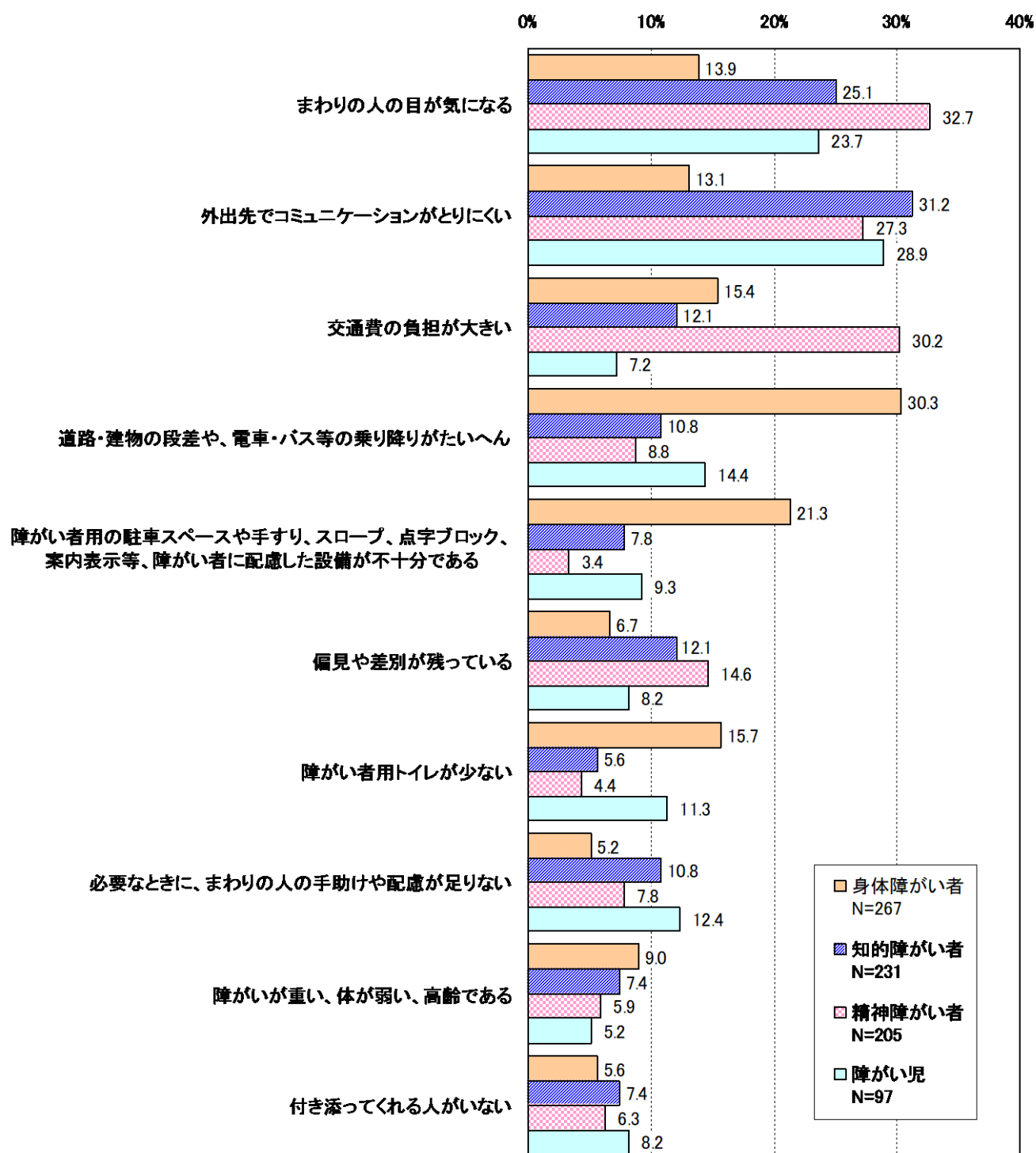
(2) 暮らしていくなかで特に心配なこと

暮らしていくなかで特に心配なこととしては、身体障がい者では「健康」（44.6%）、知的障がい者及び障がい児では「親や配偶者に先立たれること」（知的障がい者：58.0%、障がい児 54.6%）、精神障がい者では「生活費」（57.1%）がそれぞれ最も多くなっています。



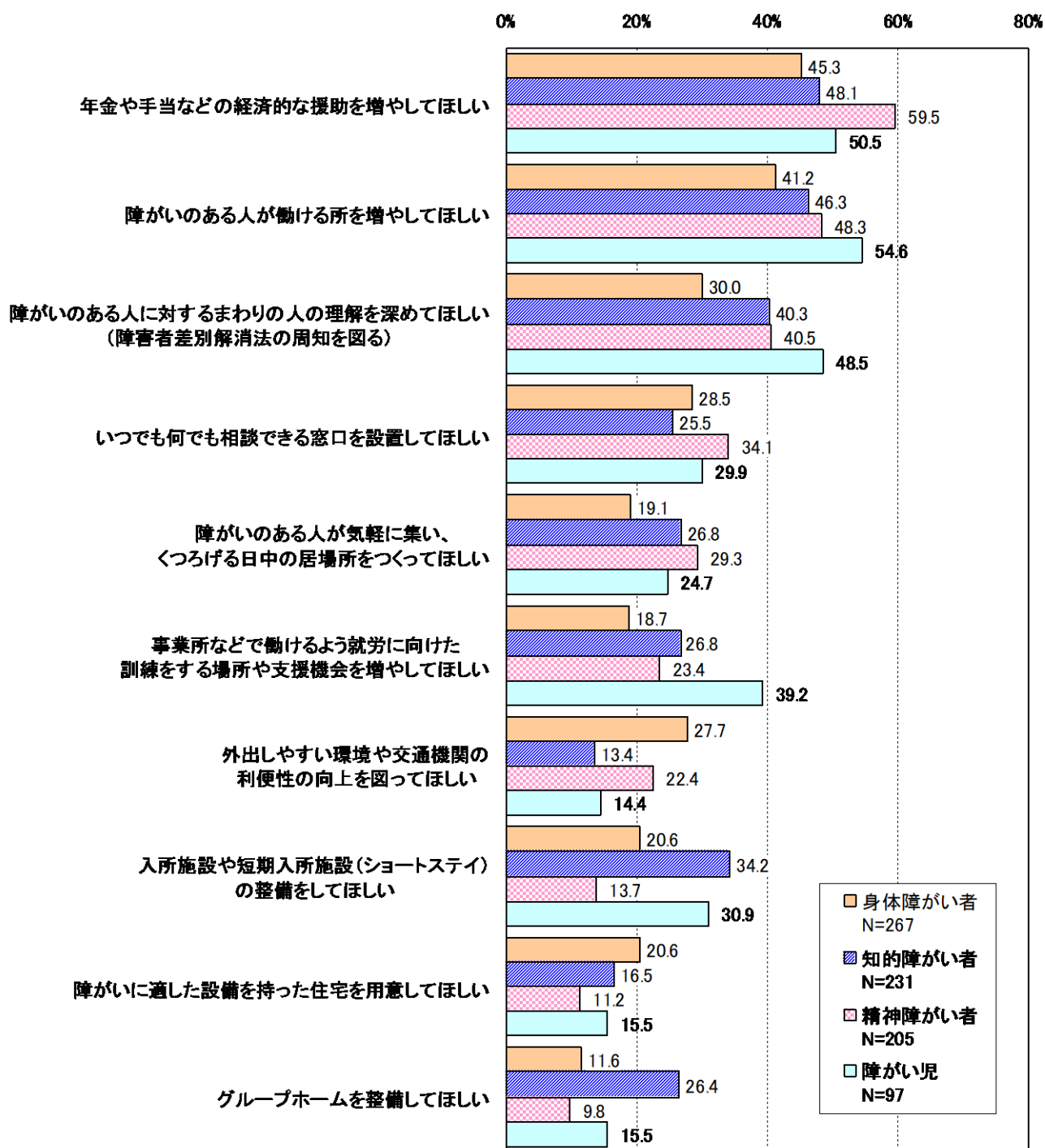
(3) 外出に関して不便や困難を感じること

外出に関して不便や困難を感じることは、身体障がい者では「道路・建物の段差や、電車・バス等の乗り降りがたいへん」（30.3%）、知的障がい者と障がい児では「外出先でコミュニケーションがとりにくい」（知的障がい者：31.2%、障がい児 28.9%）、精神障がい者では「まわりの人の目が気になる」（32.7%）がそれぞれ最も多くなっています。



(4) 障がい者への支援として行政が充実すべきこと

行政が充実すべき障がい者支援としては、多少順位の差は見られますが、いずれの障がい種別においても、「年金や手当などの経済的な援助を増やしてほしい」「障がいのある人が働ける所を増やしてほしい」「障がいのある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい（障害者差別解消法の周知を図る）」という3項目が上位を占めています。



第3章 施策の現状と課題及び今後の取り組み

1 生活支援の充実

障がい者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、福祉制度や生活に関するさまざまな情報を必要なときに手に入れることができる情報提供の充実が重要です。

また、障がい者施策の目指すところは障がい者の自立であり、地域生活への支援を充実することにより、住み慣れた身近な地域社会での生活を保障するところにあります。このため、利用者本位の考え方に立って、個々の障がい者の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備とサービスの量的・質的充実に努め、すべての障がい者が安心して地域生活を送れるような支援体制を強化することが必要です。

（１）情報提供・相談支援体制の充実

《現状と課題》

本市では、障がいのある人が利用できるサービスや相談機関などをまとめた「宗像市障がい者すこやかガイドブック」を作成・配布するとともに、市広報紙や市ホームページによってサービス等の周知を図っていますが、障害者自立支援法の施行以降、度重なる制度改正もあって、障がいのある人とその家族に内容が必ずしも十分に伝わっていないことも考えられます。

アンケート調査結果を見ると、福祉施策についての情報の入手方法として、最も回答割合が高かったのは「市の広報紙、ホームページ」ですが、障がい種別にみると、知的障がい者では「福祉施設の職員」、精神障がい者では「病院・お医者さん・薬局」の回答割合が高くなっています（図 1 参照）。それぞれの障がいによって情報入手先が異なることに配慮し、情報発信においてもこれら関係機関との連携が必要と考えられます。

また、障がい者の持つ悩みや問題は、その障がい者の障がい部位や障がい程度、社会状況、年齢などいろいろな要因によって異なっています。家族や友人・知人のいる地域で安心して暮らしていくためには、日常生活で抱える諸問題を身近に相談でき、適切な助言を受けられる相談体制の強化が必要であり、それらの個々のケースに対応できる専門的な情報の提供が重要となります。

市では、障がいのある人の福祉に関する問題について、障がいのある人やその家族からの相談に応じる機関として「宗像市障害者生活支援センター」（全障がい対応）と、「地域活動

支援センターみどり」(精神障がい対応)に相談支援事業を委託して実施しています。各センターでは、障がい福祉サービス等の利用や生活の相談のほか、生活に役立つ各種教室や社会参加を支援するイベント等を開催しています。

また、宗像市障害者生活支援センターを基幹相談支援センターとして位置づけ、地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務と成年後見制度利用支援事業を実施するとともに、困難事例への支援、相談支援事業所への助言や研修等、相談支援事業の強化に取り組んでいます。

今後さらに多様化することが予想される障がい者とその家族のニーズに応え、適切にサービスを組み合わせ、自立を支援していくためには、身近な地域で一人ひとりにあったケアマネジメントを行える相談支援体制の整備と障がい者福祉に係る各機関の連携強化を図る必要があります。本市では「宗像市障害者自立支援協議会」に相談支援ネットワーク会議を設置し、地域の関係機関によるネットワークの構築と連携の強化を図っていますが、今後もさらなる充実が必要です。

【 相談支援の体制図 】

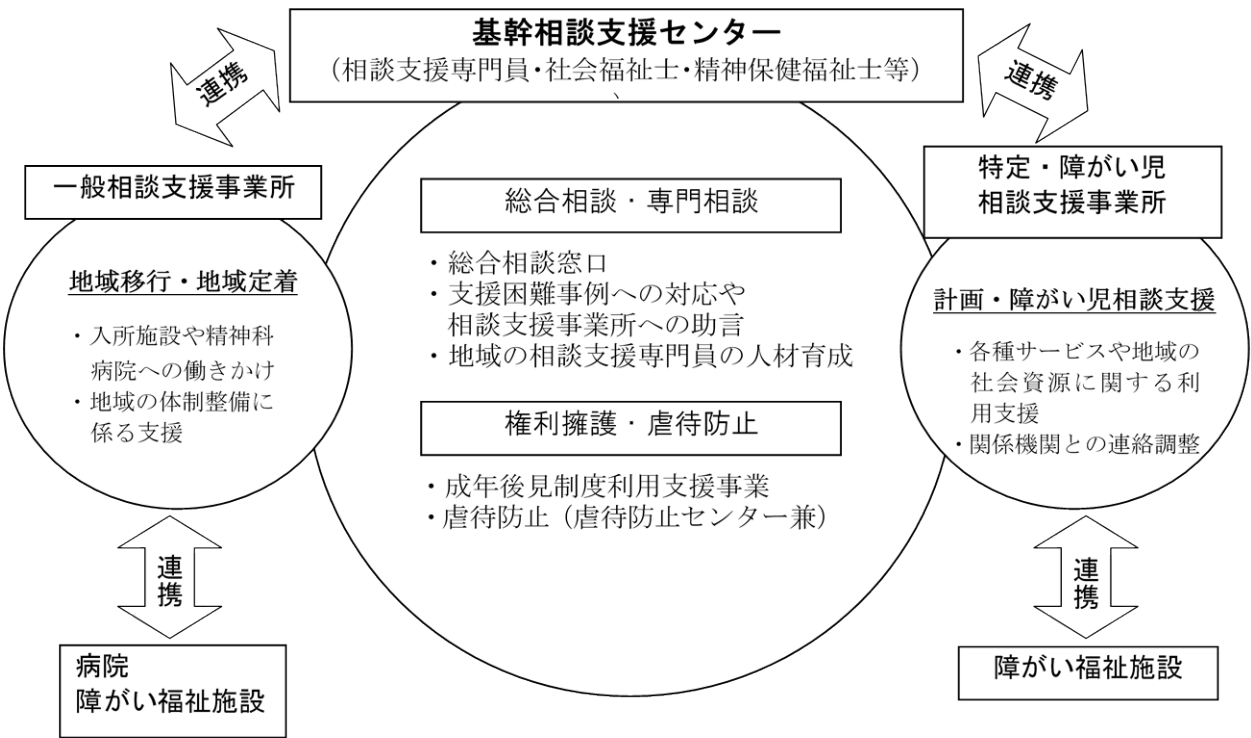
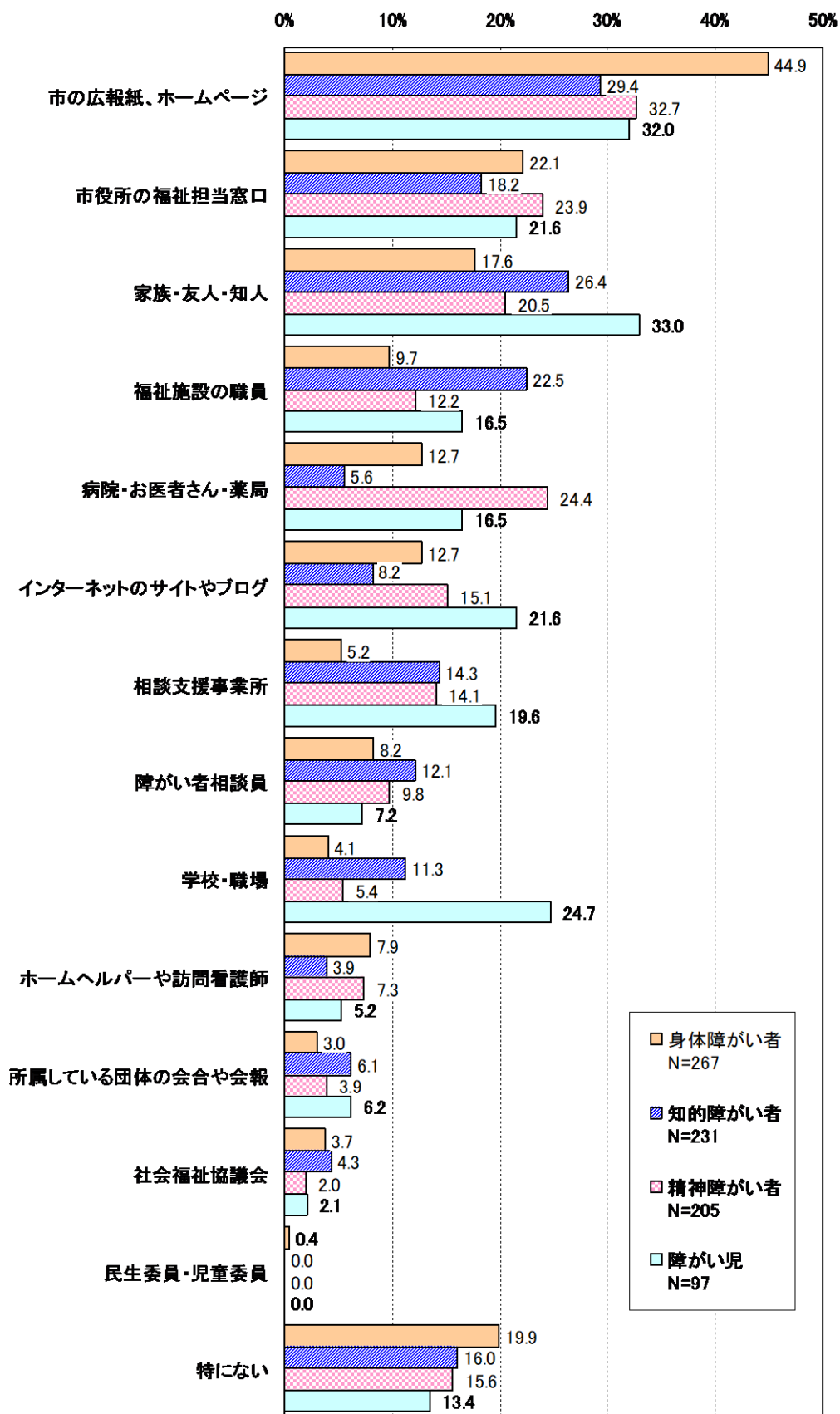


図1 福祉施策についての情報の入手先



資料: アンケート調査結果

《今後の取り組み》

1 多様な手段による情報提供の充実

各種のサービス情報や施設情報、団体情報、イベント情報など、保健、医療、福祉、教育に関する様々な情報資料については、市民の誰もが手軽に入手できるよう、市広報紙や市ホームページ等を活用した情報提供の更なる充実を図ります。

また、「宗像市障がい者すこやかガイドブック」については、常に最新の情報が提供できるよう、制度改正等に合わせ随時改訂を行います。

2 相談支援体制の充実

障がい福祉サービス等の円滑な運用及びサービスの質の向上を図るため、相談者の年齢や障がいの種類・程度など、一人ひとりの状況や生活のあり方などに対応した、柔軟で適切な情報提供及び相談支援体制の充実を図ります。

また、市内外の各種相談機関との連携を図るとともに、市広報紙等でのPRを充実することにより、利用を促進します。

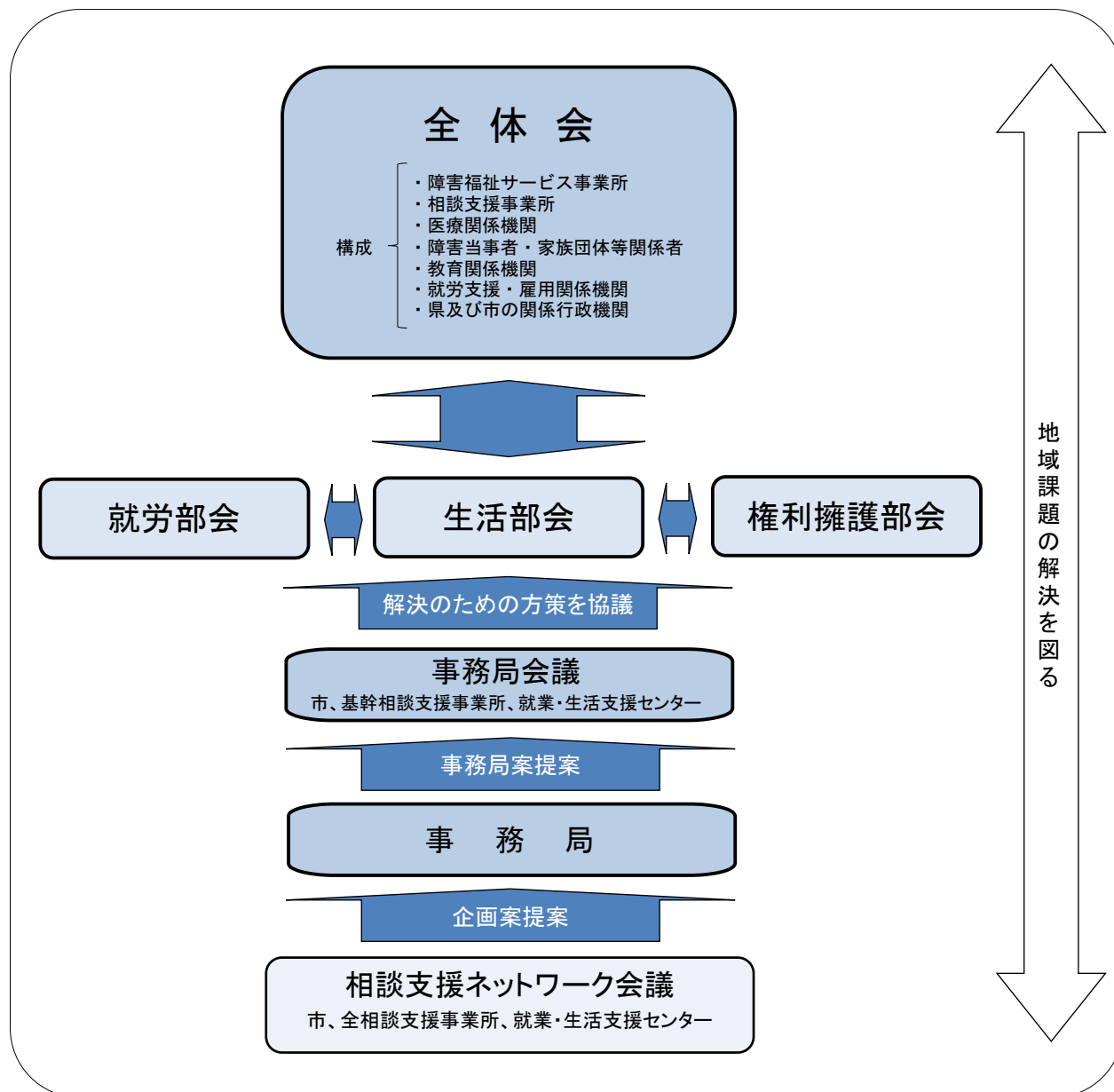
3 障がい者ケアマネジメント体制の拡充

単に障がい福祉サービスの提供という側面にとどまらず、障がい者のライフステージを見据え、一人ひとりのニーズに応じたサービス等利用計画を作成し、保健・医療・福祉・教育・就労が一体となった生活支援が実現できるよう、障がい者のケアマネジメントを行うことができる相談支援体制の拡充を図ります。

4 自立支援協議会を核とした関係機関の連携の強化

宗像市障害者自立支援協議会を地域の社会資源間のネットワークの核として、この地域が抱えている障がい者支援の課題の解決や困難事例への対応のあり方に関する協議を通して、地域の関係機関によるネットワークの構築と連携の強化を図ります。

【 宗像市障害者自立支援協議会の体系図 】



(2) 障がい福祉サービスの充実

《現状と課題》

障がい者が地域で安心して生活するためには、いつでも必要に応じて在宅福祉サービスが受けられる環境にあることが重要です。特に、在宅生活が家族による支援のみに頼ることなく、重い障がいがあっても安心して暮らせるよう、訪問系サービスや短期入所、日中一時支援の充実を図る必要があります。

また、障がい者が地域で孤立することなく、その人らしく生活するためには、日中活動の場を充実させるとともに、移動手段の確保と外出のための移動支援の充実を図る必要があります。移動手段を確保することによって、障がい者は外出に対する抵抗感が少なくなり、日常生活の行動範囲が飛躍的に拡大します。それは、障がい者の自立した生活を容易にするとともに、積極的な社会参加にもつながっていくものです。

市では、障がい者の社会参加を積極的に進めるため、重度障がい者へのタクシー料金の助成を行うとともに、肢体不自由で単身では外出できない障がい者等に外出時における移動支援事業を行っており、今後も外出支援サービスの充実を図る必要があります。

本市における障がい者のサービス利用状況をみると、多くのサービスで利用実績が上がっており、サービス供給体制が整いつつあることがうかがわれますが、今後のサービス基盤の整備にあたっては、単に総量での充足度だけでなく、障がい種別の利用対象者数や現実の利用実態に照らし、必要な人に必要なサービスが行き届くかどうかの検証が求められます。

また、障がい福祉サービス等の提供にあたっての国・県の基本方針として、「施設入所・入院から地域生活への移行を推進」することが定められています。精神障がい者の地域移行支援については、地域移行までに長い期間を要するという現実があるほか、アパート等賃貸契約時の問題や金銭管理をはじめとする退院後のさまざまなトラブルへの対応、不規則な時間帯や夜間の不安に対応するための電話サポートなど、在宅生活を総合的に支える仕組みのさらなる充実が必要です。

平成 24 年度から地域移行支援や地域定着支援が地域相談支援として個別給付化されており、支援により地域移行が可能と思われる精神障がい者に対し、病院からの地域移行を積極的に働きかけるなど、利用増を図る必要があります。

さらに、視覚障がい者・聴覚障がい者等の自立と社会参加を進めるためには、コミュニケーションにおける支援も重要です。市では、手話通訳者などの派遣事業を行うほか、視覚障がい者や聴覚障がい者等への情報・意思疎通支援用具の給付によるコミュニケーション支援を行っています。今後も引き続き支援の充実を図る必要があります。

《今後の取り組み》

1 介護給付及び自立訓練体制の充実

居宅介護等訪問系サービスの必要量の確保を図るとともに、常時介護を必要とする重度障がい者や医療的なケアが必要な障がい者など、障がい者の多様な介護ニーズに対応できる体制整備に努めます。

また、身体機能や生活能力の向上のために訓練が必要な人が、地域において自立した日常生活・社会生活をおくれるよう、自立訓練体制の充実を図ります。

2 短期入所（ショートステイ）・日中一時支援の提供体制の充実

在宅で生活している障がい者や医療的ケアが必要な障がい者が、家族の急病で在宅での対応が困難なときなどに、短期入所の利用が安心して行えるよう利用促進に努めます。

また、障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時的見守り等の支援を行う事業の必要なサービス量の確保と利用促進を図ります。

3 外出支援の充実

障がい者の社会参加を積極的に進めるための、外出時における「移動支援」については、適切に利用できる体制を整え、支援の充実を図ります。

また、福祉タクシー料金の助成を継続するとともに、その周知に努めます。

4 入所・入院から地域生活への移行に対応した支援体制の充実

自立した生活を希望する人や入所・入院からの地域生活への移行に対応するため、地域移行の進捗に合わせ、必要に応じてグループホームなど居住の場の提供支援に努めます。

また、地域生活支援の機能を強化するため、居住支援のための機能を持つ事業所等が連携し、地域の障がい者を支援するための、面的な体制整備を検討します。

5 視覚・聴覚障がい者等へのコミュニケーション支援

聴覚障がい者への手話通訳者の派遣や手話講習会の開催を行うとともに、情報・意思疎通支援用具の給付により、視覚障がい者や聴覚障がい者等のコミュニケーションを支援します。

(3) 地域福祉の推進

《現状と課題》

障がい者が、家庭や地域で安心して自立した生活を送るためには、在宅生活を支援するサービスの充実はもとより、障がい者やその家族を地域ぐるみで見守り、ふれあいを深める中で支援するといった互助と連帯の精神に支えられた地域社会を築くことが重要です。特に、障がい者の施設入所・入院から地域生活への移行が促進される中、本市においても、地域で支えるネットワークの整備は急務の課題です。

現在、「宗像市ボランティアセンター」のボランティアネットワーク制度を活用し、対面朗読や点字、手話通訳、外出支援、上演活動等が実施されていますが、今後も同ネットワーク制度の活用を促進する必要があります。また、市では、市民活動団体やボランティア活動団体等による子育て、環境、福祉等の人づくりやまちづくりにつながる活動を支援するため、「人づくりでまちづくり事業補助金」を交付していますが、福祉関連団体からの申請は少ない状況です。

一方、障がい者がスポーツ・文化芸術活動に参加することは、自立と社会参加を促進し、生きがいのある豊かな生活を送るだけでなく、地域社会の人々の障がい者に対する理解を得る機会としても極めて重要です。障がいの種別、程度に関わらず、誰もが気軽にスポーツや文化芸術活動ができるような環境を整えるために、障がい者がどのようなスポーツ・文化芸術活動を行い、どのような支援を必要としているか把握する必要があります。

さらに、今後は、国が推進する「地域共生社会」の実現に向けた方策等の検討を行う必要があります。

《今後の取り組み》

1 地域に根ざした福祉活動の促進

地域で支え合うためには、地域に根ざした活動を通じて実現していくものであることから、地域の実情に応じた、住民主体の取り組みを盛り上げていくことが必要です。市社会福祉協議会と連携して、地域の住民が参加しやすい福祉活動を促進します。

また、地域福祉の推進に寄与する活動を行う団体を、人づくりでまちづくり事業補助金により支援します。

2 ボランティア活動の促進

市社会福祉協議会やボランティア組織等と連携して、地域住民のボランティア活動に対する理解と関心を深め、ボランティアの養成に努めるとともに、ボランティアネットワーク制度を活用した活動支援に努めます。

3 スポーツ・文化芸術活動の促進

障がい者のスポーツ・文化芸術活動の実態把握を行い、障がい者のニーズに応じた支援策の検討や各種施設等と連携した事業を実施していきます。

また、障がい者がスポーツ・文化芸術に触れる機会を確保するとともに、障がい者の活動の場を拡げるため、あらゆる障がい者の利用に配慮した各種イベントや発表会、展示会の開催など、障がい者のためのスポーツ・文化芸術活動の場の確保に努めます。

さらに、市民等が障がい者のスポーツ・文化芸術活動に触れることで、障がい者の活動に対する理解を深めていきます。

(4) 防災対策の推進

《現状と課題》

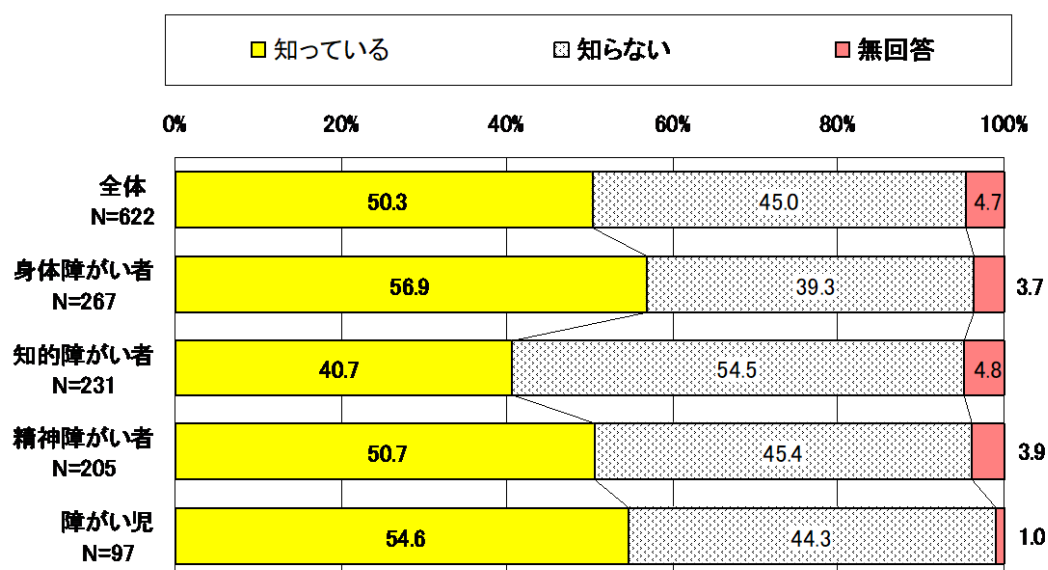
障がい者が安心して地域で生活するためには、台風・豪雨や地震等の災害が発生した時において、情報の伝達や避難誘導等を迅速かつ適確に行い、被災の影響を最小限にとどめるとともに、避難先での生活についても個々の状態に応じた配慮が必要です。また、関係機関や地域との密接な連携を図りながら、災害の被害者になりやすい障がい者などへのきめ細かな防災対策が必要となります。

本市では、「宗像市地域防災計画」に基づき、自主防災組織の育成や、宗像市緊急情報伝達システム、携帯メール、テレビ等複数のメディアを使った多様な情報伝達のための環境づくりなど、必要な基盤整備を図るとともに、避難行動要支援者名簿の整備を進め、要支援者の居住地、身体状況、家族構成、保健福祉サービスの利用状況、緊急時の連絡先等の把握に努めています。また、災害時の避難所については、宗像市防災ホームページや防災マップなどで周知を行っています。

しかし、アンケート調査の結果を見ると、避難先を「知らない」と回答した障がい者は全体の45.0%を占め（図2参照）、災害時にひとりで避難「できない」と回答した人は37.6%となっています（図3参照）。さらに、大きな災害が起きた場合には、「避難所で障がいにあった対応をしてくれるか心配である」「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」「まわりの人とのコミュニケーションがとれない」「安全なところまで、すぐ避難することができない」「被害状況や避難所の場所、物資の入手方法等がわからない」「正確な情報がなかなか流れてこない」ことなどを心配する声が上がっています（図4参照）。

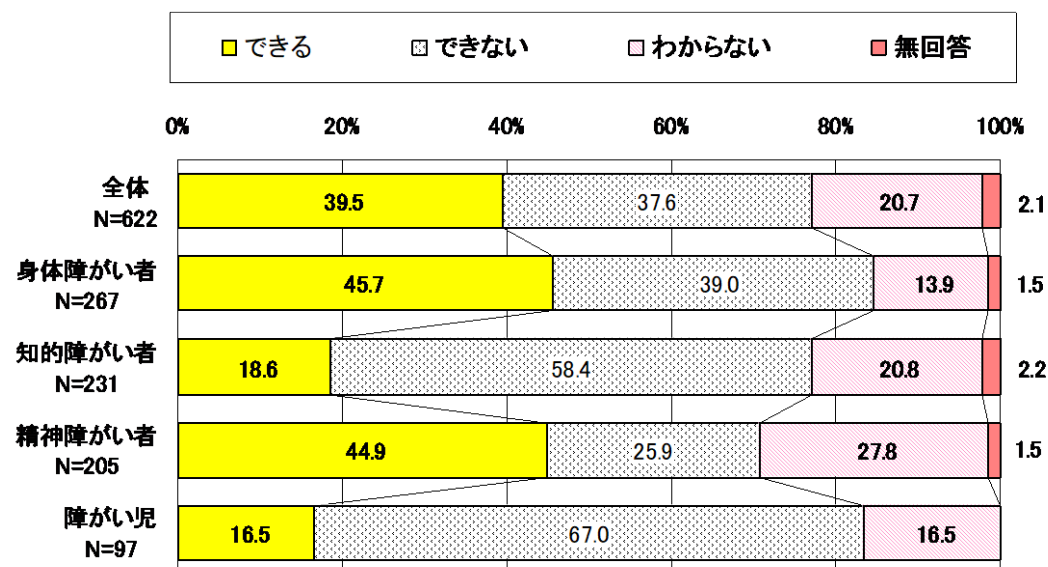
今後も、引き続き災害時における情報伝達体制の整備充実を図るとともに、避難行動要支援者の把握に努め、民生委員児童委員・自主防災組織・消防団等の協力を得ながら個別の避難支援計画の策定を進めておく必要があります。さらに、災害時における市民の、自助・共助の意識高揚のため、自治会等による自主防災組織の組織率の向上や、組織の育成にも取り組む必要があります。

図2 災害時の避難先を知っているか



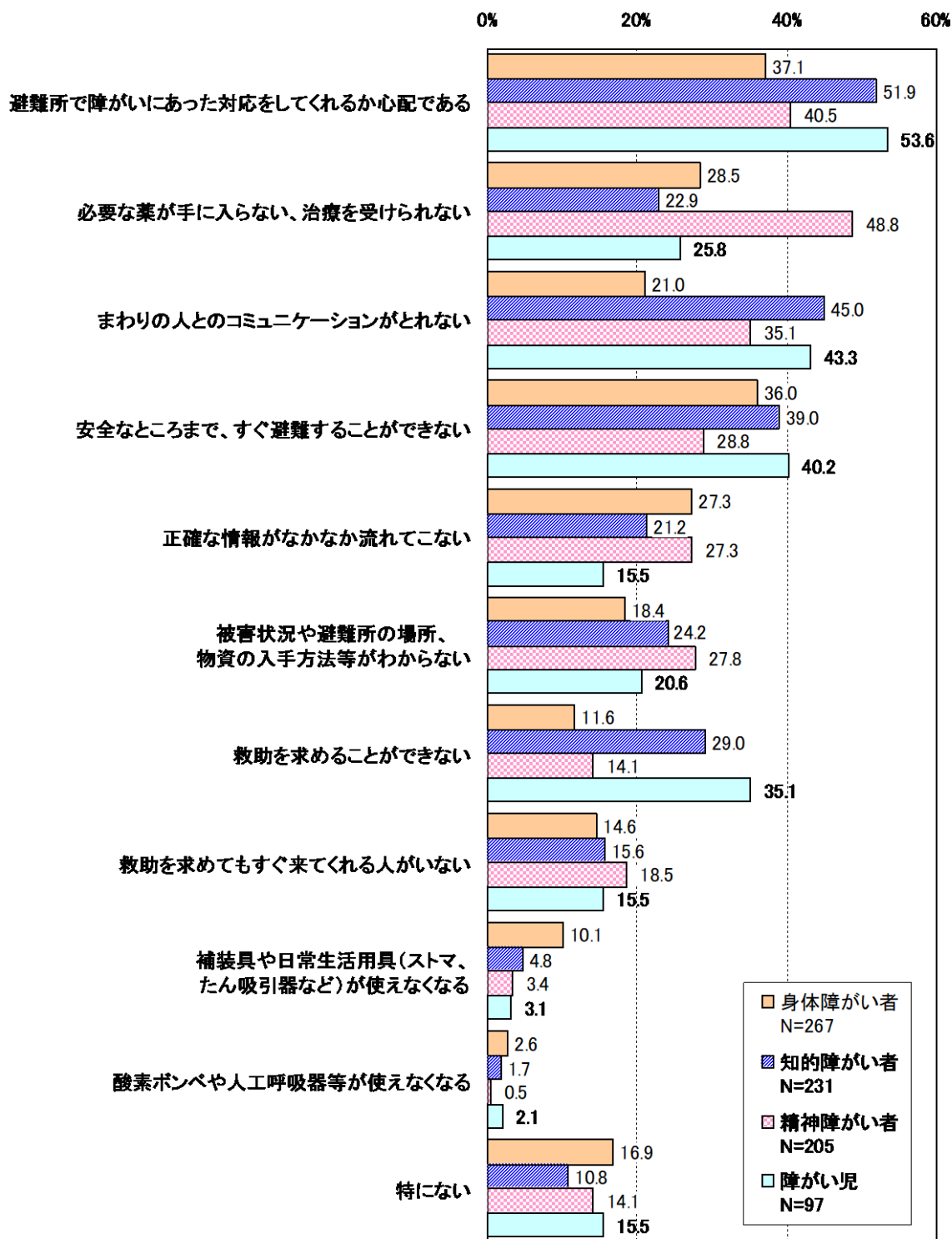
資料: アンケート調査結果

図3 災害時にひとりで避難できるか



資料: アンケート調査結果

図4 大きな災害が起きた場合に心配なこと



資料: アンケート調査結果

《今後の取り組み》

1 平時からの備えと災害の基礎知識の啓発・広報

平時から市広報紙や市の防災ホームページ、防災関連マップなどの広報媒体を通じ、災害情報について必要な広報を行います。

また、関係機関と連携した防災訓練（住民避難訓練）の実施や防災研究会等を開催し、防災の基礎知識や避難のタイミング、さらにはヘルプカード※の普及促進等、平時からの災害の備えと避難行動のあり方など、市民の防災意識の向上に向けた取り組みを強化します。

2 避難行動要支援者名簿の整備と関係機関との連携

避難行動要支援者名簿の整備を進め、情報の更新・修正等を随時行い、民生委員児童委員や自主防災組織、消防団、社会福祉協議会等との連携を図っていきます。

3 あらゆる情報伝達手段の確保・充実

災害時には、災害情報や避難情報が確実に伝わるよう、多様な情報伝達手段を確保するとともに、避難行動要支援者に防災メールの登録の呼びかけを推進します。

また、障がい者やその家族が、緊急時に警察や消防署等の関係機関へ即時通報できるよう、緊急通報・連絡体制の整備、充実を図ります。

4 自助・共助・公助が一体となった連携体制

災害時には、自分や家族の命を守る「自助」、地域で助け合う「共助」が重要とされています。併せて、防災関係機関が実施する災害情報の伝達や災害支援活動などの「公助」が連携した災害に強いまちづくりを目指します。

共助の中心である自主防災組織については、各地域の実情に応じた推進に努め、その育成強化を図ります。

※ ヘルプカード：障がいのある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるためのもので、緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されたカード。

5 避難所の整備推進

大規模災害が発生し、避難が長期化した場合などは、高齢者や障がい者が安心して避難生活を送れるよう、市内 20 か所の福祉施設と福祉避難所の協定を締結しています。

今後は、災害が発生した場合の開設時期や避難方法等の周知を図り、障がい特性に応じたバリアフリー化、環境整備、避難物資の備蓄や避難体制の強化などに努めます。

2 雇用・就業の促進

障がい者がその適性と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加することは、社会にとっても大変有益なことであり、障がい者自身の生きがいにもなります。働く権利はすべての人に基本的人権として認められており、働くことを望んでいる障がい者の誰もがその適性と能力に応じた就業の機会を保障されなければなりません。そのためには、能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会を確保するとともに、一般雇用はもちろん、福祉的就労を促進するなど、障がい者の雇用機会の拡大を図る必要があります。

(1) 障がい者雇用の促進

《現状と課題》

「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障がい者及び知的障がい者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務付けており、平成 30 年度からは精神障がい者についても法定雇用率の算定基礎に加えることが決まっています。それに伴い、法定雇用率についても、民間企業では現行の 2.0%が 2.2%に、国及び地方公共団体では現行の 2.3%が 2.5%となり、さらに平成 33 年 4 月までにそれぞれ 0.1%ずつ引き上げられます。

また、平成 25 年 6 月の改正により、雇用の分野において、障がい者を理由とする差別的取扱いの禁止や、事業主に障がい者が職場で働く際の支障を改善するための措置を義務付けるなど、雇用環境の整備が推進されることになりました。

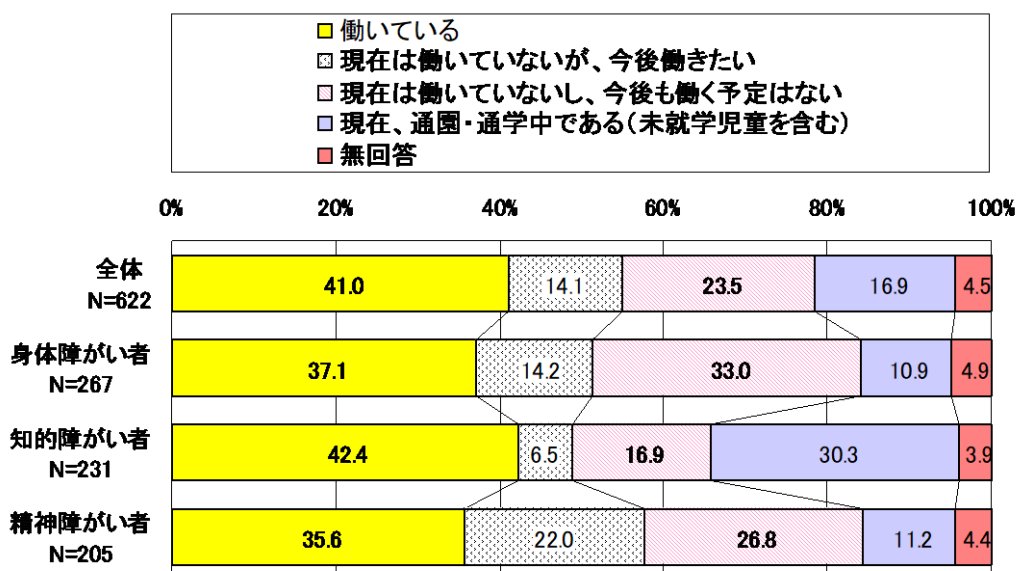
市では、宗像市障害者自立支援協議会の就労部会において、「障害者就業・生活支援センターはまゆう」を中心とし、障がいのある人の雇用に関する啓発に取り組んでいます。しかし、障がいのある人の雇用に積極的に取り組む事業主は、まだ多くないのが現状です。平成 28 年 6 月 1 日現在、福岡東公共職業安定所管内にある企業の障がい者の雇用率は全体で見ると 1.95%で、管内企業の 48.1%が法定雇用率未達成となっています（P16 参照）。法定雇用率未達成企業に対しては、障がい者雇用の促進についてなお一層の理解、協力を求め、法定雇用率達成を図る必要があります。

アンケート調査結果を見ると、65 歳未満の障がい者の 41.0%の人が現在働いていると回答しています（図 5 参照）が、その就業形態を見ると、知的障がい者と精神障がい者では、施設・作業所等に通っている人の割合が高いことがわかります（図 6 参照）。

障がい者の就労を促進するためには、それぞれが個性に合った仕事を選択できるよう、仕事内容や勤務条件（勤務時間・日数など）の多様化を図るとともに、周囲の人が障がい者を理解する必要があります。仕事内容や勤務条件の多様化については、企業の理解と協力に負

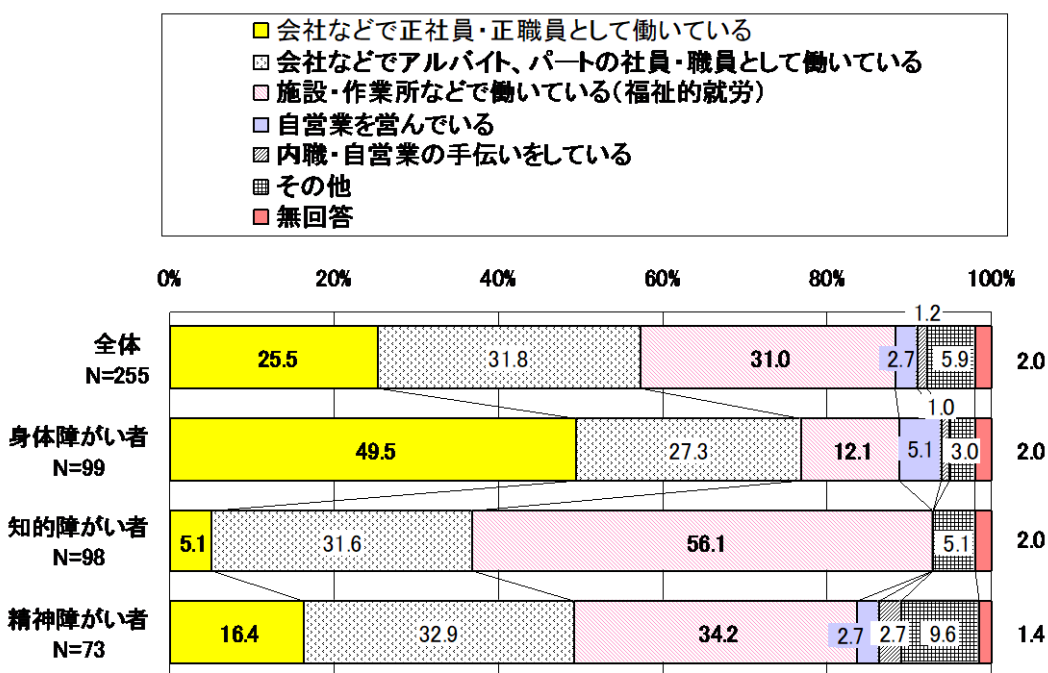
うところが大きく、厳しい経済情勢の中で困難が予想されますが、働く意欲と能力のある障がい者が当たり前に関われる社会をつくるためには、社会全体で障がい者に適した仕事や労働環境づくりを工夫しようとする意識を高めていく必要があります。

図5 現在働いているか



資料:アンケート調査結果

図6 働いている人の就業形態



資料:アンケート調査結果

《今後の取り組み》

1 事業主等への啓発・広報

「障害者就業・生活支援センターはまゆう」を中心に、ハローワーク等、雇用関係機関と連携し、障がい者雇用に関わる各種助成・支援制度等の啓発・広報に努めるとともに、障がい者トライアル雇用や短時間就労など、障がい者が自らの状況に応じた多様な働き方ができるよう、事業主等の理解を求めています。

また、職場でのコミュニケーション等に不安のある精神障がい者、発達障がい者の雇用促進のために、商工会議所等を通じ地域の民間企業等に対して障がいの正しい理解を促進するための啓発・広報を行います。

(2) 障がい者のための総合的な就労支援

《現状と課題》

平成 18 年、障がい者の就労促進を目指す障害者自立支援法の施行とともに、障害者雇用促進法が改正され、精神障がい者への雇用対策の強化など、障がい者の就労支援が拡充されました。また、特例子会社による障がい者雇用やグループ就労といった雇用形態の多様化等により、障がい者の就労を促進する環境がつくられつつあります。

しかし、全国的に見られる「福祉施設を出て就職した人の割合が少ない」「特別支援学校卒業者の就職率が低い」などの状況は、本市においても同様です。現在働いていない人に、その理由をたずねたアンケート調査結果を見ると、「どんな仕事ができるかわからない」（26.1％）という回答が最も多くなっており（図 7 参照）、今後も就労移行支援事業を活用し、働く意欲や能力のある障がい者がその能力や適性に応じて、より力を発揮できるよう支援を図っていく必要があります。

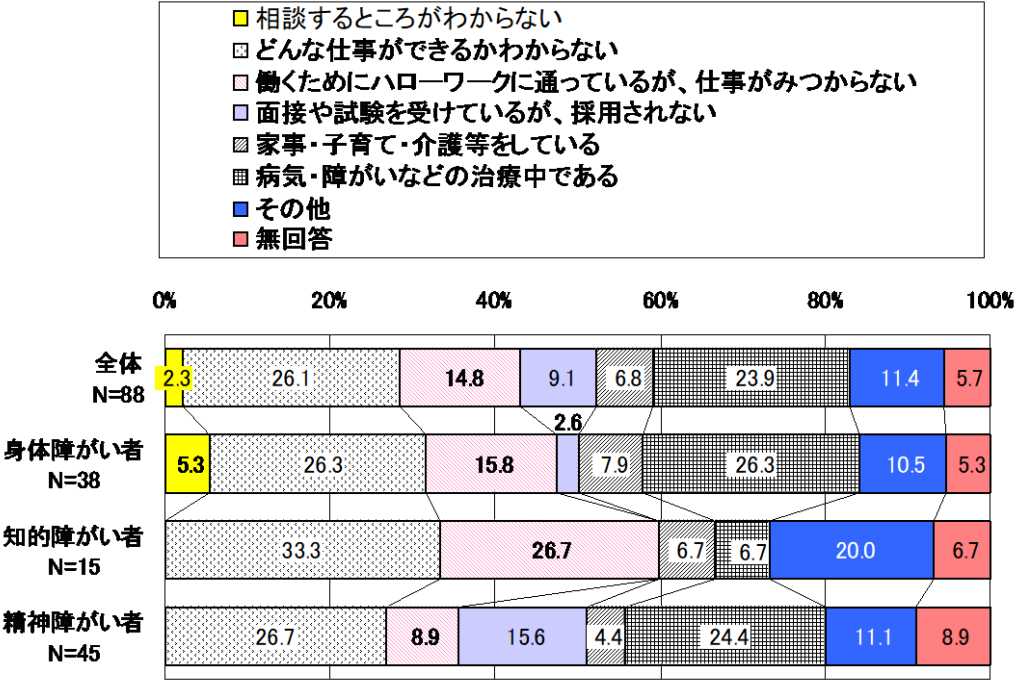
また、障がい者は就労先においてさまざまな問題を抱えていることが少なくありません。アンケート調査結果によると、「収入が少ない」という回答割合が特に高くなっていますが、「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」「障がいへの理解が得にくく、人間関係が難しい」などの回答も見られます（図 8 参照）。就職してもそのまま職場に定着できるかどうか心配で、就職に積極的になれないという実態もあります。

市では、宗像市障害者自立支援協議会の就労部会において、「障害者就業・生活支援センターはまゆう」を中心とし、就労の支援に取り組んでいます。その中で、就労支援事業所従事者による企業見学や勉強会を行い、就労を希望する障がいのある人が能力を発揮し、社会参加ができるよう支援の向上に努めています。また、定着のための支援としては、福岡障害者職業センターが実施するジョブコーチ（職場適応援助者）支援事業や各支援機関の職場訪問などがあげられますが、それでも職場に定着するということは非常に難しい課題であり、更なる支援の在り方の検討が必要となります。

一方、民間企業での雇用が困難な障がい者にとって、いわゆる福祉的就労は、訓練を受ける場、また、働く場として重要な役割を果たしています。現在は就労継続支援 A 型・B 型がその役割を担うサービスに位置づけられ、一般的就労が困難な障がい者への就労促進及び社会参加を進める施策として、重要な役割を担っています。

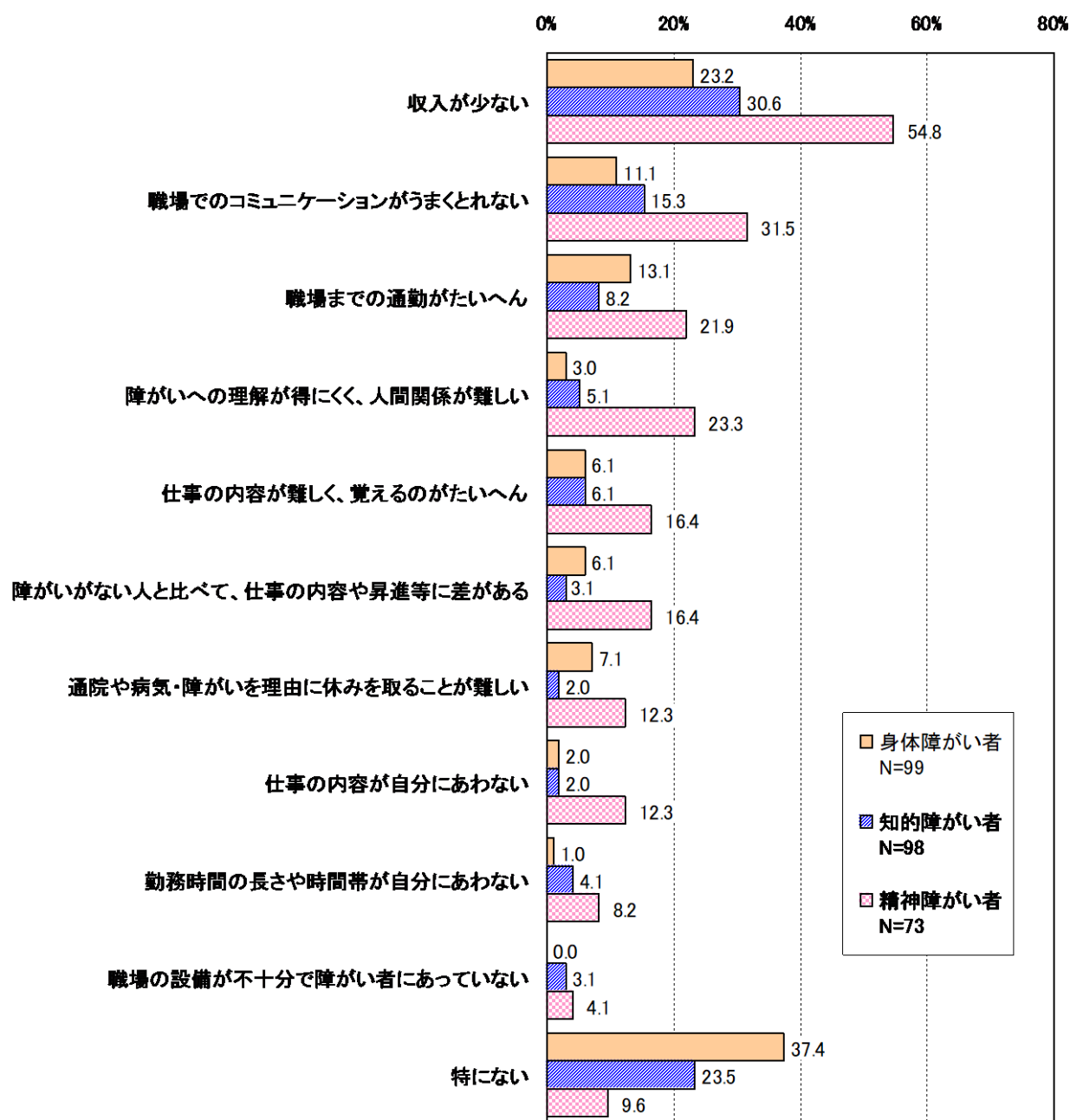
しかし、一般就労に比べると福祉的就労による工賃収入は低く、工賃向上が課題となっています。市は、平成 25 年 4 月に施行された「障害者優先調達推進法」に基づき、発注可能な業務について、できる限り福祉的就労を行っている事業所への発注を行っていますが、今後も引き続き発注拡大を図る必要があります。

図 7 働いていない理由(現在仕事をしていないと回答した人)



資料: アンケート調査結果

図8 仕事のことで悩んでいることや困っていること



資料:アンケート調査結果

《今後の取り組み》

1 就労移行支援や就労継続支援の利用促進

就労移行支援事業の利用促進を図り、一般就労を希望する障がい者への能力向上と就職への支援を促進します。あわせて、就労継続支援A型・B型等のサービスを通じて就労の機会の提供と、一般就労に必要な知識や技能の習得・向上に向けた支援を行います。

2 就労支援関係機関との連携による就労支援体制の充実

「障害者就業・生活支援センターはまゆう」を中心に、障がい者の就労に関する相談支援、福岡障害者職業センターとの連携による職業評価、ハローワークとの連携による求職活動支援、職場開拓、福祉施設や作業所、実際の職場での実習など多面的な就労支援を行うとともに、地域の就労支援担当者との連携を密にし、各関係機関・施設・企業等の支援者ネットワークの構築を推進します。

また、平成26年度から始めた障がい者を対象とした「チャレンジ雇用」の取り組みを継続し、市役所での職務経験が一般企業への就職につながるよう支援します。

3 就労定着支援の充実

「障害者就業・生活支援センターはまゆう」を中心に、ジョブコーチ制度の普及・啓発を行い、障がい者の職場定着を促進します。

また、障がい者の就職後の悩み相談に対し、関係機関との連携のもと、障がい者の就労定着を支援します。

4 障がい者就労施設等への支援

障がい者就労施設等の工賃向上のため、「宗像市障害者就労施設等優先調達方針」に則り、庁内各部署及び関係各所において、障がい者就労施設等への物品等の発注拡大に取り組むとともに、「宗像まごころ市」の出店を支援します。

3 生活環境の整備

障がい者や高齢者が安心して快適に生活できる環境とは、あらゆる人にとって、安全性、利便性、快適性が確保されていることであり、そういった環境づくりを目的とした「福祉のまちづくり」が推進されています。

21 世紀のまちづくりは、共に生きるというノーマライゼーションの理念に基づいて、社会生活を営む上での物理的、社会的、制度的及び心理的なあらゆる障壁を除去（バリアフリー）するだけにとどまらず、あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちを創出していくというユニバーサルデザインの考え方を浸透させなければなりません。

もちろん、このような福祉のまちづくりの取り組みは行政のみで実現できるものではなく、市民全体の理解と協力が不可欠です。福祉のまちづくりこそが、すべての人々にとって暮らしやすいまちづくりであるということに対する市民の認識を深めていく必要があります。

（１）道路・公共施設のバリアフリー化

《現状と課題》

市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づき、「宗像市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例」等を制定し、障がいのある人の移動や活動が容易なまちづくりに取り組んでいます。

また、バリアフリー新法等制定前の建築物や道路、公園等についても、改築、改修時に、バリアフリー新法等に基づいたバリアフリー化を行っています。既存施設の改修については、予算や時間的な制約もあり、ハード面を補うソフト面との連携が必要となるため、市民や事業者など多くの人に身近で協力できることへの参画を促進するなど、物心両面から働きかける必要があります。

また、本市では、全庁的にユニバーサルデザインの推進に取り組んでいますが、障害者差別解消法の施行により、社会的障壁除去の実施について必要かつ合理的な配慮が求められることから、今まで以上にユニバーサルデザインの徹底を図る必要があります。

《今後の取り組み》

1 公共施設及び歩行空間のバリアフリー化の促進

バリアフリー新法や福岡県福祉のまちづくり条例の整備基準に基づき、段差の解消や手すりの設置等、公共施設や公園のバリアフリー化を促進するとともに、すべての人々がより安心して快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインにも配慮したまちづくりに取り組んでいきます。

また、道路については、宗像市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例に基づき、歩道の整備や段差切り下げ、視覚障がい者誘導ブロック等の設置など、障がい者や高齢者にとって安全で快適に通行できるように、積極的にバリアフリー化に努めます。

2 福祉のまちづくりのための啓発活動の充実

福祉のまちづくりが、障がい者をはじめ、すべての人々にとって暮らしやすいまちづくりであることの啓発に努めるとともに、視覚障がい者誘導用ブロック上への駐車・駐輪、障害物の放置や、障がいのない人による障がい者用駐車区画の利用など、人の無理解やマナー違反によるバリアが生じることをないよう、啓発に努めます。

3 「ふくおかまごころ駐車場制度」の普及促進

車の乗り降りや移動に配慮の必要な障がい者が、公共施設、店舗等の障がい者用駐車場などに車をとめ、安全かつ安心して利用できるように支援する「ふくおかまごころ駐車場制度」の周知を行い、利用の促進を図ります。

(2) 公共交通機関の利便性の向上

《現状と課題》

民間バス路線の廃止や変更により外出に困難さを感じている人がいます。アンケート調査でも、ふれあいバス、コミュニティバスの利便性向上を求める声や、メイトム宗像や宗像ユリックス等の公共施設へのアクセス向上など、いわゆる交通弱者への配慮を求める声があがっていました。

市では、地区コミュニティ運営協議会で取りまとめた要望に基づいて、2年に1度、ふれあいバス、コミュニティバスの路線の見直しを行うとともに、平成28年度に「宗像市地域公共交通網形成計画」を策定し、適宜関係事業者と連携しながら利用しやすい公共交通体系の構築に努めています。

今後も、引き続き民間バス会社と連携しながら、公共交通機関の利便性向上に取り組む必要があります。

《今後の取り組み》

1 利用しやすい公共交通体系の構築

宗像市地域公共交通網形成計画に基づき、定期的に路線の見直しを行うなど、利用しやすい公共交通体系の構築を図ります。

2 ふれあいバス、コミュニティバスの利便性の向上

地区コミュニティの意見を聞きながら、引き続きふれあいバス、コミュニティバスの利便性の向上に努めます。

4 障がい者理解の促進と権利擁護の推進

障がいのある人もない人と同じく、それぞれが、かけがえのない個性をもった一人の人間として尊重されなければなりません。障がいのある人自身や障がい者団体による運動の積み重ね、国際的な潮流や国・県・市の施策等により、障がいそのものや障がいのある人への一定の理解が進み、共に生きていこうとする人が確実に増えてきています。

しかし、障がいや障がいのある人への無理解や誤解から生じる差別や偏見がなくなったとは言えない現実があるのもまた事実です。

すべての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、各種広報媒体・行事・イベント、さらには身近な地域、学校、職場の活動を通じて障がいや障がいのある人についての理解促進を図ることが重要です。

(1) 障がい者への理解と差別解消の促進

《現状と課題》

本市では、平成28年4月の障害者差別解消法の施行により、同法に規定される職員対応規程を策定し、宗像市障害者自立支援協議会に権利擁護部会を設置するなど、障がい者差別解消の推進に取り組んでいます。

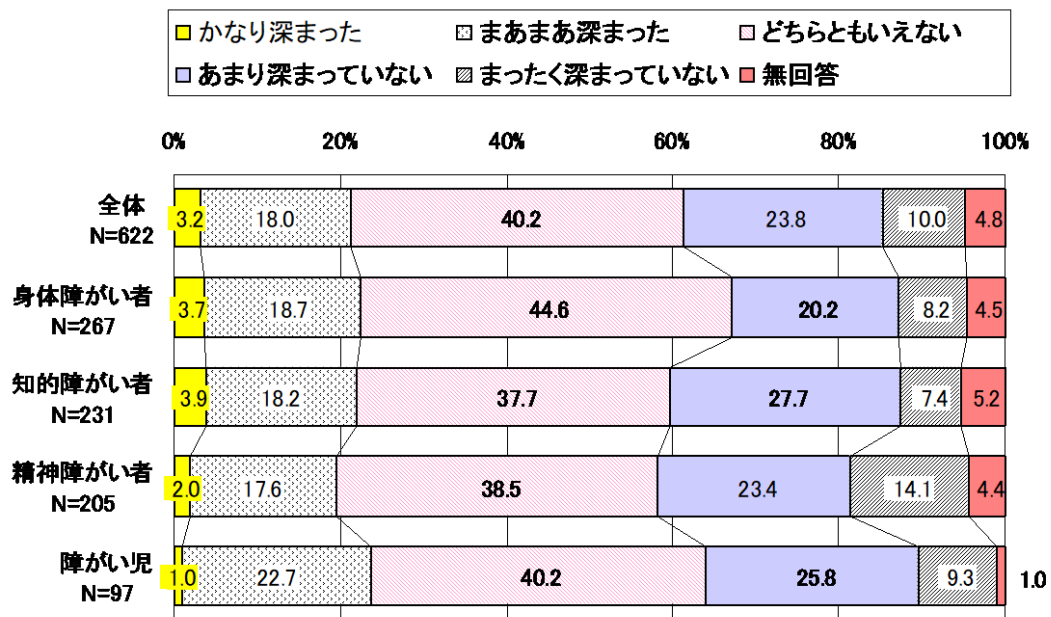
しかし、アンケート調査結果を見ると、「市全体で障がいへの理解が深まっていると感じるか」との問いに対し、「あまり深まっていない」「まったく深まっていない」と回答した人の割合が33.8%と、「かなり深まった」「まあまあ深まった」と回答した人の21.2%を大きく上回っており、依然として差別の背景にある障がい者への市民の無理解を感じる障がい者が少なくないことがわかります（図9参照）。また、障がい者への差別や偏見があると感じる機会や場所については、全体では「仕事や収入」という回答が最も多くなっていますが、「まちかどでの人の視線」という回答も多く、障がい児では「教育の機会」の回答割合が特に高くなっています（図10参照）。

市では、障害者週間における街頭啓発活動や、各種イベント等における障がい者就労施設等の製品の展示・販売の支援、宗像市社会福祉協議会の福祉教育事業の支援等に取り組んでいます。今後、ますます障がい者の社会参加が進むと予想される中で、あらゆる場面での差別がなくなるよう、引き続きさまざまな広報媒体や行事等をとおして幅広い啓発・広報活動を粘り強く継続的に行い、障がい者について正しい理解や認識を広めていく必要があります。

さらに、差別や偏見などの「心の壁」を取り除き、障がい者への「心のバリアフリー」を進めていくためには、できるだけ早い時期からの人権教育・福祉教育を積極的に推進する必要があります。本市の小中学校では、教育活動全体をとおして、さまざまな人権問題について正しく理解し、これらの解決に向けて具体的な実践ができる力を育成することを目指して人権教育を進めています。また、総合的な学習の時間等を活用して、各学校の実態に応じて福祉に関する学習活動を実施しており、福祉副読本の活用等をとおして、障がいに対する理解や福祉について学ぶ機会を設けています。

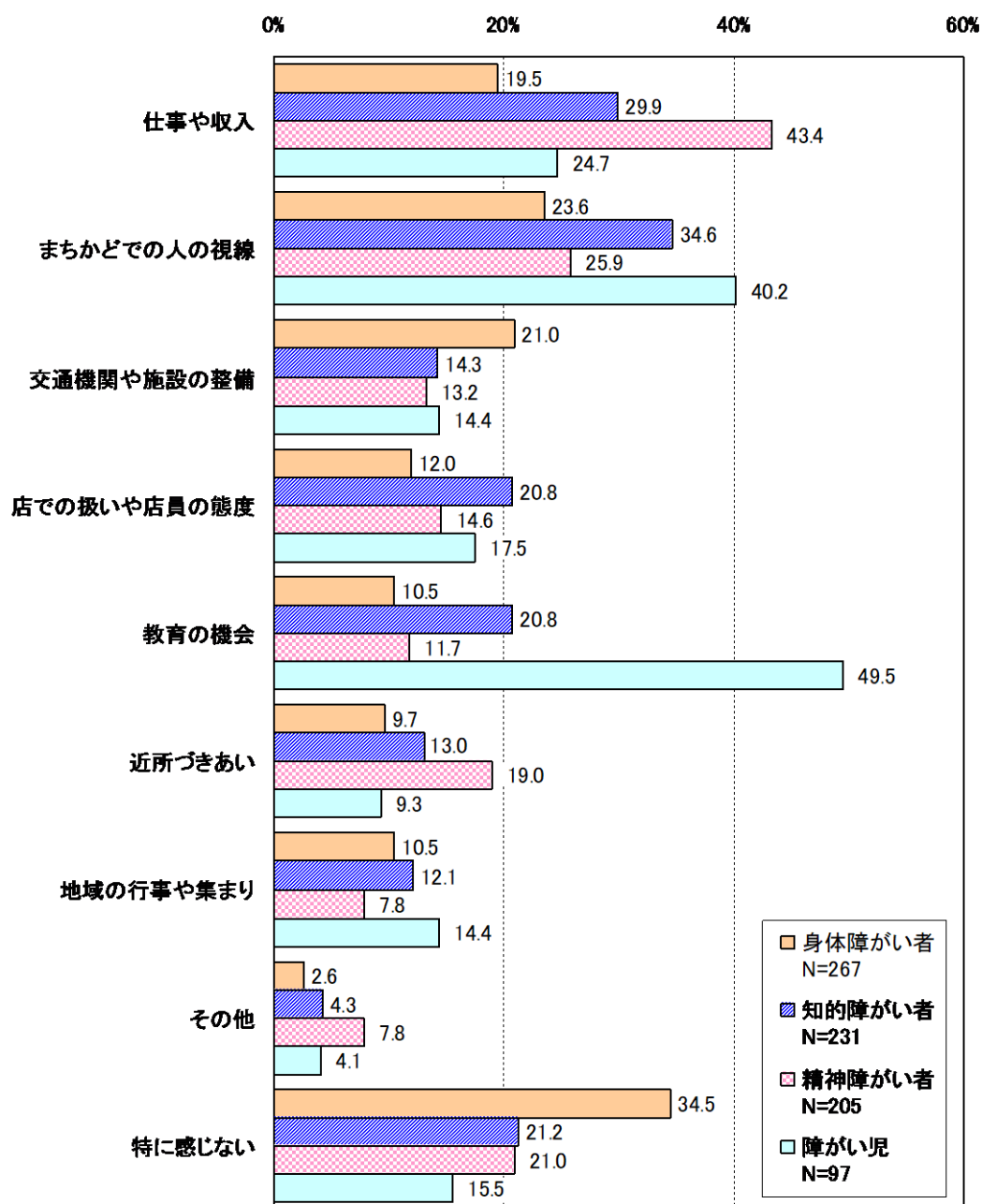
今後も、児童・生徒が障がいについて理解し、障がいのある子もない子ともに充実した学校生活を送れるよう、これらの取り組みを継続するとともに、市や障がい者団体が、小中学校での福祉教育へ関わっていく方策について検討し、取り組みを進めていく必要があります。

図9 市全体で障がいへの理解が深まっていると感じるか



資料: アンケート調査結果

図 10 どのような機会に、障がい者への差別や偏見があると感じるか



資料: アンケート調査結果

《今後の取り組み》

1 市の広報紙や啓発パンフレット等による啓発・広報活動の充実

国、県などの啓発パンフレットの有効活用を図るとともに、市広報紙等を利用した広報活動や啓発資料の作成、配布に努め、障がい特性や障がい者とコミュニケーションを図る上での留意点など、障がい者への理解の促進を図ります。

また、障がい者福祉への関心を高め、障がいの理解促進を図るための講演会やセミナーを行います。

2 「障害者週間」等の周知

「障害者週間（12月3日～12月9日）」、「障害者の日（12月9日）」及び「障害者雇用支援月間（9月）」の周知に努め、障がい者への理解の促進を図ります。

3 学校教育における人権教育・福祉教育の充実

地域共生社会の実現のために、幼い頃から人権や社会福祉への関心を持ち、自ら考え、行動する力を養うために、幼児教育、学校教育の中で一貫した人権教育・福祉教育の充実に努めます。

4 障がい者就労施設等の製品の展示・販売等の実施

宗像まごころ市や市役所内福祉売店「ハートループ」で、障がい者就労施設等の製品の展示、販売等を実施し、障がいへの理解を促進します。

5 障がい者差別解消の推進

国や県と連携し、障がい者への差別解消に関する啓発に努めるとともに、国の基本方針に基づき、社会的障壁除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行い、障がいを理由とする差別の解消を推進します。

(2) 権利擁護の推進

《現状と課題》

平成24年10月の「障害者虐待防止法」の施行に伴い、市では「宗像市障害者虐待防止センター」を設置し、障がいのある人への虐待に関する通報や相談を受けています。今後も、家庭、障がい者福祉施設、職場において虐待を見つけた人には市町村等に通報の義務があることや、早期発見、早期通報と相談が虐待の深刻化を防ぐことにつながることの周知・啓発を行い、障がいのある人が地域の中で尊厳をもって暮らせる社会の実現を図る必要があります。

また、判断能力やコミュニケーション能力に障がいがある知的・精神障がい者は、財産管理や生活上のさまざまな権利侵害を受けることが想定されるため、これらの障がい者の権利や財産などを守る取り組みが必要です。このような障がい者等の財産や権利を守るための制度として、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」がありますが、障がい者にはこれらの関連制度についての認知度はまだまだ低く、利用者も少ない状況にあります。障がい者の場合、親亡き後の地域生活において、権利擁護及び財産管理支援は必要不可欠であり、今後、高齢化の進行とともに一人暮らしの障がい者等がさらに増加していくことや、障がい者の地域生活への移行が進むことも見据えて、これらの権利擁護にかかわる制度を広く周知するとともに、より利用しやすいネットワークの構築に取り組むことが必要です。

《今後の取り組み》

1 障がい者への虐待防止

障害者虐待防止法と宗像市障害者虐待防止センターの周知・啓発に努めるとともに、宗像市障害者自立支援協議会の権利擁護部会を中心に、関係機関等との連携協力体制の整備を図ります。

2 障がい者の権利擁護の充実

市社会福祉協議会や宗像市障害者自立支援協議会の権利擁護部会と連携しながら、日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及・啓発を推進し、活用を促進することにより、障がい者の権利擁護の充実を図ります。

5 障がい児支援の充実

身体障がいや知的障がいのほかに、近年、自閉スペクトラム症など、発達支援が必要な子どもが増えています。

発達支援が必要な子どもや障がいのある子どもの保護者の多くは、さまざまな不安や悩みを抱えながら日々を過ごしています。周囲の無理解による孤独感、日々の介助に伴う介助疲れなど、余裕のない追いつめられた状況が生まれる危険性があります。障がいのある子どもの支援にあたっては、障がいを早期に発見し、適切な治療、療育に結び付けることで障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図るとともに、これら保護者に寄り添い、適切な相談支援を行うことで、その不安や悩みを解消・軽減することが重要です。

また、ノーマライゼーションの理念からは、障がいのある子どもも、障がいのない子どもとできる限り共に教育を受けることが本来の姿です。障がいの有無によって分け隔てられることなく、一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障がいのある児童・生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障がいのない児童・生徒と共に受けることのできるインクルーシブ教育システムを推進しなければなりません。

（１）障がい児の相談支援及び発達支援の充実

《現状と課題》

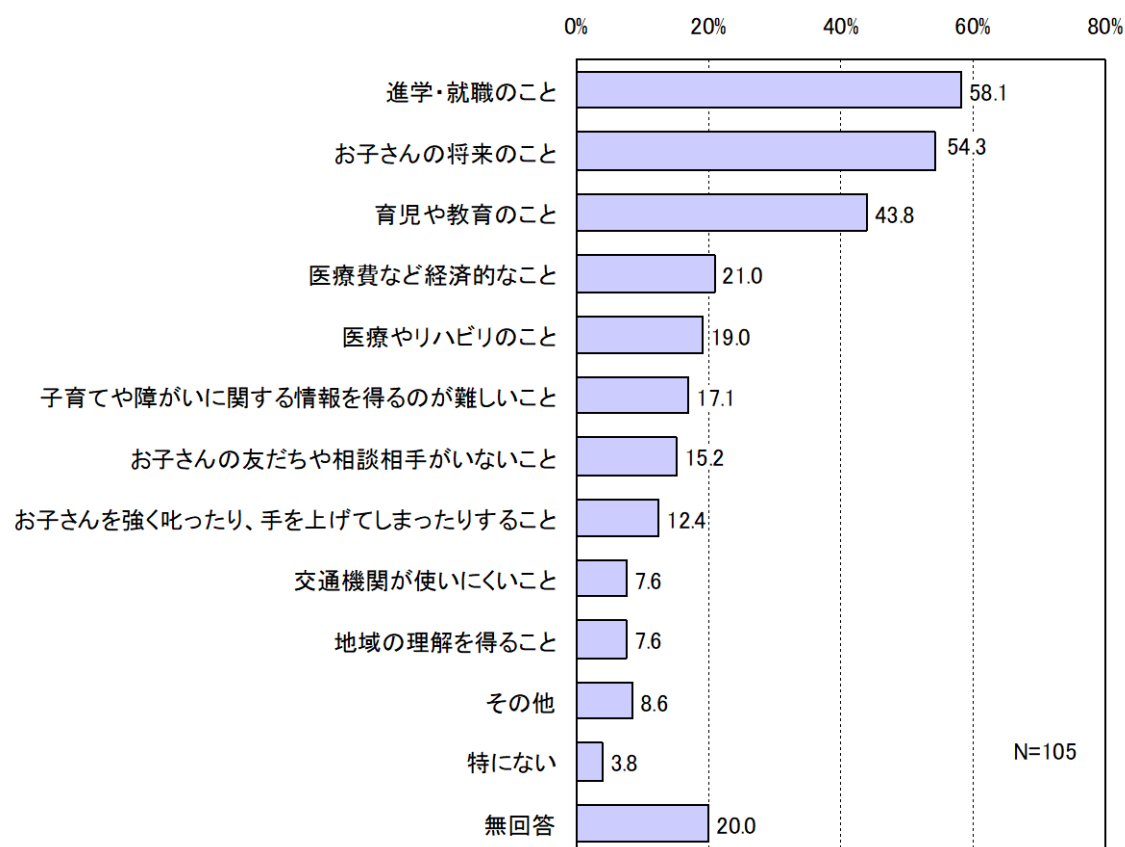
乳幼児健診は、成長発達の確認や障がいの早期発見の機会であるとともに、保護者が相談できる機会でもあります。一人で不安や悩みを抱え込まないように、健診の場で専門的な相談ができるような人員確保をしていく必要があります。

一方、障がいのある子どもの療育等については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、将来の自立や社会参加の実現に向けた支援を行う必要があります。市では、「宗像市発達支援センター」を設置し、発達相談のほか、保育所・幼稚園・認定子ども園等への巡回相談等を実施し、保育所・幼稚園・認定子ども園等と行政が連携して、発達に支援を要する子どもへの支援体制づくりを行っています。また、宗像市発達支援センターの療育施設「のぞみ園」では、児童福祉法に基づく児童発達支援事業を実施していますが、この事業と同時に設けられた放課後等デイサービスとともに、年々サービス利用が伸びています。これらのサービスは、発達支援が必要な子どもの社会性、コミュニケーションの課題へのアプローチ、肢体不自由児に対する機能訓練など、障がいのある子どもの個々の特性に合わせて専門的な支援を行う療育を目的としたサービスと位置づけられ、今後は質の向上が求められます。

なお、従来、医療的ケアの必要な重症心身障がい児に対応する施設がないことが本市の課題でしたが、平成 28 年度に医療的ケアの必要な重症心身障がい児に対応する短期入所施設（日帰り）が市内に開設されています。しかし、夜間（宿泊）の受入体制は整っておらず、今後も医療的ケアを必要とする障がいのある子どもが必要な支援を受けられるよう、その充実を図る必要があります。

さまざまな機関が重層的に関わる障がいのある子どもへの支援については、関係機関ネットワークの強化を引き続き推進し、障がいのある子どものライフステージを見据えた、切れ目のない支援ができるよう、さらなる体制整備を図っていく必要があります。

図 11 障がいのある子どものことで相談したい内容



資料: アンケート調査結果

《今後の取り組み》

1 児童発達支援の充実

平成30年4月に設置する、妊娠期からの子どもと家庭の心配ごとにかかる総合相談窓口「子ども相談支援センター」を起点に、関係機関・事業所が連携を図り、障がい種別に関わらず適切なサービスをできる限り身近な場所で受けられるよう、児童発達支援体制の一層の充実を図ります。

また、宗像市障害者自立支援協議会の教育機能を活用し、研修や従事者間の情報交換等を行うことにより、提供するサービスの質の向上・充実を図ります。

2 乳幼児期における疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進

乳幼児健診により乳幼児の成長発達を確認し、必要に応じて訪問指導や相談、乳幼児発育相談で発達を促すような関わりや保護者支援の充実に努めます。また、専門医療機関への受診勧奨を行い、疾病や障がいの早期発見、早期治療、早期療育を推進します。

3 療育・教育相談・就学支援に関する広報の充実

発達支援が必要な子どもや障がいのある子どもの保護者の精神的な不安を緩和し、できる限り早い時期に相談を受けられるよう、障がいのある子どもに関わる療育・教育相談や就学支援についてわかりやすく説明したパンフレット等を作成、配布し、周知に努めます。

4 個々の特性とライフステージに応じた療育支援等の実践

発達支援が必要な子どもや障がいのある子ども一人ひとりの状態と、乳幼児期から入学や進学、卒業などのライフステージに応じたきめ細かな対応ができるよう、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援などに関して、関係機関間での円滑な情報共有を図ることができる体制を構築します。

5 医療的ケアを必要とする障がい児への支援の充実

在宅で生活している医療的ケアを必要とする障がいのある子どもやその家族が、心身の状態や家庭の状況に応じて必要な支援を受けられるよう、国、県や医療機関等関係機関との連携・情報共有を図りながら支援体制の強化に努めます。

6 放課後等デイサービスの充実

学齢期における障がいのある子どもやその家族の多様なニーズに対応するため、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供する放課後等デイサービス事業のサービス提供体制を確保するとともに、子どもの発達過程や障がい種別・障がい特性に対応したサービス内容と質の充実を図ります。

(2) 障がい児の教育支援の充実

《現状と課題》

インクルーシブ教育システムの推進にあたっては、障がいのある児童・生徒が合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、障がいのない児童・生徒と同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できるよう、小・中学校における通常の学級、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」のそれぞれの充実を図る必要があります。

本市における障がいのある児童・生徒の教育的処遇に関しては、専門知識を有する者により構成される教育支援委員会で、子どもの状況に応じた最も望ましい教育環境を提供する努力が払われています。また、市内の小・中学校には、必要に応じて特別支援学級を設置しています。さらに、特別支援教育コーディネーターと特別支援教育支援員を配置し、児童・生徒の学習等を支援しています。

今後も、可能な限り早期から成人に至るまで一貫した指導・支援ができるよう、子どもの成長記録や支援内容等に関する情報の取扱いに十分留意しながら、必要に応じて関係機関で共有・活用していくことが大切です。そのためには本人と保護者を中心にすえ、保健、医療、福祉、就労支援等との連携の下、一人ひとりの状況やニーズに応じた適切な支援・指導・教育を行わなければなりません。

《今後の取り組み》

1 教育支援体制の充実

障がいのある子ども一人ひとりの実態に即した就学となるよう、多様な教育相談に対応できる体制を整え、本人と保護者に対する十分な情報提供の下、本人と保護者の意見を最大限尊重しながら、適切な教育支援を行います。

また、障がいのある児童・生徒の発達程度、適応状況等に応じて、柔軟に「学びの場」を変更できることについて、関係者への周知を促します。

2 個々の特性とライフステージに応じた療育・教育支援の実践

発達支援が必要な子どもや障がいのある子ども一人ひとりの状態と、乳幼児期から入学や進学、卒業などのライフステージに応じたきめ細かな対応ができるよう、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援などに関して、関係機関間での円滑な情報共有を図ることができる体制を構築します。

3 教職員の資質の向上と支援体制の充実

特別支援教育コーディネーターを中心に学校で組織的に推進するために、特別支援教育コーディネーター、発達支援センター、通級担当者が推進状況を交流し合う場を設定し、外部との連携を図り、組織的に推進していくことができるよう体制の充実を図ります。

また、中学校区で授業を見合ったり、支援体制を交流したりする場を設定し、大学をはじめ、様々な機関で開催されている学習会や研修会等への参加を促進し、教職員の資質の向上を目指します。

4 教育環境の整備

障がいのある児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じた教材の提供を検討するとともに、情報通信技術の発達等も踏まえつつ、個々のニーズに応じた支援機器の整備推進を図ります。

また、障がい児の就学機会を拡充し、児童・生徒が安全で快適に学校生活を送れるように、可能な限り学校等の施設や設備を個々の状態に配慮したものとなるよう改善に努めます。

第4章 障がい福祉サービス等の事業量の見込み

1 平成 32 年度の成果目標

前計画では、障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応すべく、国・県の基本指針に準じ、平成 29 年度までの数値目標を設定しました。本計画ではこれまでの実績と本市の実状を踏まえ、新たに平成 32 年度末までの数値目標を設定することとします。

新たな数値目標とそれに関する現状値は以下のとおりです。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

前計画では、平成 29 年度末までに、平成 25 年度末現在の施設入所者から 9 人を地域生活へ移行することを目標としていました。

平成 28 年度末までの地域生活移行者数は 3 人で、平成 29 年度末までの目標値に対する達成率は 33.3%となっています。

本計画では、引き続き、施設入所者の地域生活への移行を支援し、平成 28 年度末時点における施設入所者（119 人）の 9%以上を平成 32 年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成 32 年度末時点における福祉施設入所者を、平成 28 年度末時点から 2%以上削減することを目標とします。

数値目標 1：福祉施設入所者の地域生活への移行		
実 績	平成 28 年度末現在の施設入所者数	119 人
	平成 28 年度末までの地域生活移行者数 ※1	3 人
見込みと 目標値	平成 32 年度末の施設入所者数	116 人
	平成 29～32 年度末までの削減数 ※2	3 人
	平成 29～32 年度末までの地域生活移行者数 ※1	11 人

※1 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、一般住宅へ移行した者の数とします。

※2 平成 32 年度末までの削減数は、平成 29～32 年度末までの地域生活移行者数から新規利用による施設入所者数を差し引いた数となります。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、当事者及び保健・医療・福祉に携わる人を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるよう、平成32年度末までに宗像市自立支援協議会をベースとした保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点の整備を推進します。整備にあたっては、地域生活支援拠点が担うべき居住支援のための5つの機能（①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）をどのように組み合わせ、どの機能を充実・強化するかなどについて検討を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

前計画では、平成29年度における年間一般就労への移行者数の目標を7人と設定していましたが、平成28年度の一般就労移行者数は14人となっています。本計画では、国の指針に基づき、平成32年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上（21人）にすることを目標とします。

数値目標2：福祉施設から一般就労への移行		
実績	平成28年度の年間一般就労移行者数	14人
目標値	平成32年度の年間一般就労移行者数	21人

②就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率

前計画では、「福祉施設から一般就労への移行」を進めるための手段として、就労移行支援事業の利用者数を増やしていくことを目標とし、平成29年度末における就労移行支援事業利用者数の目標値を58人（平成25年度末から6割以上増加）と設定するとともに、全体の5割以上の就労移行支援事業所が就労移行率3割以上を達成することを目標として定めていました。平成28年度末現在の就労移行支援事業利用者数は83人で、就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合は66.7%となっています。

本計画では、国の指針に基づき、平成 32 年度中に就労移行支援事業等の利用者数が平成 28 年度末実績から 2 割以上増加することを目指すとともに、就労移行率 3 割以上である就労移行支援事業所数を、平成 32 年度末までに全体の 5 割以上とすることを目標とします。

数値目標 3：就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率		
実 績	平成 28 年度末現在の就労移行支援事業利用者数	83 人
	平成 28 年度における市内の就労移行支援事業所数	3 事業所
	平成 28 年度における就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所数（市内の就労移行支援事業所：3 事業所）	2 事業所
	平成 28 年度における全就労移行支援事業所数に占める就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合	66.7%
目標値	平成 32 年度末の就労移行支援事業利用者数	110 人
	平成 32 年度における全就労移行支援事業所数に占める就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合	66.7%

③就労定着支援の職場定着率

平成 30 年度から新設される就労定着支援については、国の指針に基づき、各年度における就労定着支援による支援開始から 1 年以上の職場定着率を 80%以上とすることを目標とします。

数値目標 4：就労定着支援の職場定着率		
目標値	平成 31 年度の職場定着支援利用者数（①）	10 人
	上記のうち 1 年以上の職場定着者数（②）	8 人
	上記のうち 1 年以上の職場定着率（②/①）	80.0%

（５）障がい児支援の提供体制の整備等

本市では既に宗像市発達支援センターを中核とした障がい児支援体制の構築を進めており、保育所等訪問支援を利用できる体制も整っています。

今後は、平成 30 年度中に医療的ケア児支援のための保健・医療・福祉・保育・教育等関係機関の協議の場を設置するとともに、平成 32 年度末までに、主に重症心身障がい児を対象とする児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の充実を目指します。

2 事業量見込み

第4期計画期間中のサービス利用実績と今後の事業所の事業展開意向等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量を以下のとおり見込みました。

(1) 障がい福祉サービス等の事業量見込み

ア 訪問系サービス

① 居宅介護

居宅介護の支給が必要と判断された障がいのある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人／月)	74	85	90	92	99	106
利用時間 (時間／月)	903	916	920	1,000	1,100	1,200

※平成29年度は見込み値(以下同じ)。

※人／月:1か月当たりの利用人数(以下同じ)。

※時間／月:1か月当たりの利用時間(時間＝人×一人当たり平均利用時間)(以下同じ)。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護を行うサービスです。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人／月)	3	4	4	5	6	7
利用時間 (時間／月)	535	705	800	846	1,015	1,218

③ 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行うサービスです。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人／月)	15	17	17	18	19	20
利用時間 (時間／月)	77	104	105	108	114	120

④ 行動援護

知的障がい、精神障がいによって行動上著しい困難があり、常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人／月)	4	5	5	6	7	8
利用時間 (時間／月)	19	27	50	54	63	72

⑤ 重度障害者等包括支援

意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に対して居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人／月)	0	0	0	1	1	1
利用時間 (時間／月)	0	0	0	4	4	4

イ 日中活動系サービス

① 生活介護

常時介護が必要である障がい者に対して、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人／月)	222	220	220	222	223	225
利用日数 (人日／月)	4,336	4,310	4,340	4,366	4,422	4,480

※人日／月：1か月当たりの利用日数(人日＝人×一人当たり平均利用日数)(以下同じ)。

② 自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人／月)	6	7	7	8	8	9
利用日数 (人日／月)	62	80	85	88	88	99

③ 自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人／月)	18	9	13	14	14	14
利用日数 (人日／月)	88	59	88	90	90	90

④ 就労移行支援

一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人／月)	75	83	85	90	100	110
利用日数 (人日／月)	714	725	700	798	878	967

⑤ 就労継続支援（A型）

就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人／月)	42	54	55	64	74	84
利用日数 (人日／月)	553	702	760	832	962	1,090

⑥ 就労継続支援（B型）

年齢や体力の面で一般企業に雇用されることがや就労継続支援A型を利用することが困難な人、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに一定の賃金水準に基づく就労の場を提供するとともに雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人／月)	152	160	162	164	167	171
利用日数 (人日／月)	2,273	2,329	2,350	2,378	2,421	2,479

⑦ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に対し、企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活面の課題を把握し、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、企業や関係機関等との必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行うサービスです。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人／月)				10	10	10

⑧ 療養介護

医療と常時の介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話を行うサービスです。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人／月)	8	8	9	9	9	9

⑨ 短期入所

居宅で介助（介護）する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

■福祉型短期入所

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人／月)	81	69	70	73	77	82
利用日数 (人日／月)	188	208	210	219	231	246

■医療型短期入所

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人／月)	10	14	14	16	18	20
利用日数 (人日／月)	14	42	60	65	70	75

ウ 居住系サービス

① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題は無い、公共料金や家賃に滞納が無い、体調に変化は無い、通院しているか、地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等の連絡調整を行うサービスです。また、相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応し、適時のタイミングで適切な支援を行います。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人／月)				1	1	1

② 共同生活援助（グループホーム）

共同生活援助は、就労又は自立訓練、就労移行支援等を受けている障がい者を対象として、事業者と賃貸契約を結んだ利用者に対し、共同生活の場において日常生活の相談のほか、入浴、排せつ、または食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービスです。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人／月)	92	101	95	100	110	120

③ 施設入所支援

自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人又は生活介護の対象となっている障がいのある人に対して夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人)	122	119	115	118	117	116

エ 相談支援

① 計画相談支援

障がいのある人又はその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障がいのある人の心身の状況やおかれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス等利用計画を作成するサービスです。

平成27年度からは障がい福祉サービスの利用に際し、サービス等利用計画の作成が必須となるため、利用者数の大幅な増加が見込まれます。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人／月)	551	566	570	582	593	605

② 地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスです。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人／月)	0	0	0	1	1	1

③ 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与するサービスです。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人／月)	0	0	0	1	1	1

(2) 地域生活支援事業の事業量見込み

本市では、障がい者がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を実施しています。

各事業の実績と今後の見込みは以下のとおりです。

ア 相談支援事業

障がいのある人や介助者（介護者）等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行うサービスです。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人／月)	49	40	43	45	47	49
相談件数 (件／月)	552	538	600	650	655	660

イ 意思疎通支援事業

聴覚・言語機能に障がいのある人に対して登録手話通訳者を派遣する事業を通じて、障がい者の意思疎通の仲介等の支援を行うサービスです。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人)	7	7	7	8	8	8
派遣回数 (回／月)	3	4	5	6	7	8

ウ 日常生活用具給付等事業

日常生活を営むことに支障がある障がい者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付するサービスです。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用件数 (件／月)	137	170	130	140	140	140

エ 移動支援事業

屋外の移動が困難な障がいのある人などに対して、社会参加や余暇支援を促進するためにヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人／月)	35	34	30	35	35	35
利用時間数 (時間／月)	149	156	145	150	150	150

オ 地域活動支援センター事業

利用者に対して、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

地域活動支援センターⅠ型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

地域活動支援センターⅡ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等のサービスを実施します。

地域活動支援センターⅢ型は、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を実施します。

本市には、地域活動支援センターⅠ型とⅢ型があります。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
I型利用者数 (人)	46	39	25	30	30	30
I型利用回数 (回/月)	82	94	110	120	120	120
Ⅲ型利用者数 (人/月)	30	33	30	30	30	30
Ⅲ型利用日数 (日/月)	138	150	145	150	155	160

カ 訪問入浴サービス

歩行が困難であり、移送に耐えられないなどの障がい者に対し、浴槽を設置した専用車等による訪問入浴サービスを提供します。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人)	7	7	7	7	7	7
利用回数 (回/月)	25	26	27	28	29	30

キ 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行う事業を実施します。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人)	60	50	40	50	50	50
利用回数 (回/月)	119	63	70	80	80	80

ク 社会参加促進事業

手話奉仕員の養成研修を行い、障がい者の社会参加を促進していきます。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
年間参加者数 (人／年)	6	7	8	10	10	10

(3) 児童福祉法上のサービス事業量見込み

児童福祉法を根拠とする障がい児を対象としたサービスは、通所・入所の利用形態の別により、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援・医療型児童発達支援）と障害児入所支援（福祉型・医療型）に分かれています。

障害児通所支援とその利用に必要となる障害児相談支援の内容と今後の事業量の見込みは以下のとおりです。

ア 児童発達支援

身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供するサービスで、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や保育所等の障がい児を預かる施設の援助等にも対応します。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人／月)	131	144	160	165	170	175
利用日数 (人日／月)	311	443	480	495	510	525

イ 放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行うことにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービスです。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人／月)	111	141	165	175	180	185
利用日数 (人日／月)	863	1,335	1,650	1,850	1,900	1,950

ウ 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行うサービスです。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人／月)	0	1	2	2	3	4
利用日数 (人日／月)	0	1	2	2	3	4

エ 居宅訪問型児童発達支援

新たに創設されるサービスで、重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人／月)				3	3	3
利用日数 (人日／月)				6	6	6

オ 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童につき、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行うサービスです。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人／月)	0	0	0	1	1	1
利用日数 (人日／月)	0	0	0	2	2	2

カ 障害児相談支援

障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障害児通所支援を利用するすべての障がい児に対し、障害児支援利用計画を作成するサービスです。

なお、障がい児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者総合支援法に基づき、指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成することとなり、また、入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成対象外となります。

区 分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (人／年)	242	285	325	340	350	360

第5章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携

障がい者に関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっているため、これら庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、計画の実施にあたっては、障がい者、障がい者団体や社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、ボランティア団体、民生委員児童委員等との連携はもちろん、施設の広域利用など、近隣市町とも連携を図りながら、十分なサービス提供に努めます。加えて、「宗像市障害者自立支援協議会」と連携しながら、支援の担い手となる福祉関係事業所等の社会資源の充実に向けた取り組みを検討していくとともに、従事する職員の確保と質の向上に努めます。

さらに、障がい者施策については、就労をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多く、今後の制度改正などの変化に対応するためにも、これら国、県の関係各機関との連携を図っていきます。

2 計画の進捗管理

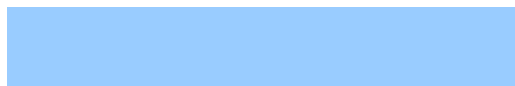
障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されている管理手法の一つで、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていく上で重要となります。

本計画の推進にあたっては、福祉課が事務局となり、計画の実現に向けて毎年度計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。点検・評価の結果は、宗像市障害者自立支援協議会に報告し、同協議会での意見をその後の計画推進に反映させていきます。さらに、ホームページ等を活用し、計画の内容や計画の点検・評価結果等の進捗状況を周知します。



資料編



1 宗像市障害福祉計画検討委員会設置要領

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく宗像市障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）作成に係る調査審議を行うため、宗像市障害福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、10人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者等及びその家族
- (2) 障害福祉サービス事業者等関係機関
- (3) 就労関係機関
- (4) 医療関係機関
- (5) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長が議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年7月1日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

2 宗像市障害福祉計画検討委員会委員名簿

区分	氏名	所属	備考
障害者等及び その家族	山田 芳久	宗像市身体障害者福祉協会 会長	
	小川 久美子	福岡県知的障害者相談員	
障害福祉サービス 事業者等関係機関	高原 幸子	社会福祉法人宗像福祉会むなかた苑 施設長	副委員長
	山本 茂徳	社会福祉法人宗像会くすの木園 施設長	
	中川 香子	児童相談支援センターいちばん星miracle 相談支援員	
	森 眞一	宗像市社会福祉協議会 居宅介護課長	
	水上 恵二	宗像市障害者生活支援センター センター長	
就労関係機関	上田 浩司	障害者就業・生活支援センターはまゆう センター長	
医療関係機関	長谷川 浩二	医療法人光風会宗像病院 院長	委員長

3 宗像市保健福祉審議会規則

平成15年4月1日

規則第45号

改正 平成16年1月30日規則第1号

平成16年12月28日規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市附属機関設置条例（平成15年宗像市条例第21号）により設置された宗像市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉事業関係者
- (2) 介護保険事業関係者
- (3) 保健事業関係者
- (4) 知識経験を有する者
- (5) 市民代表

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員が任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は、解職されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じ部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

- 2 部会に所属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、委員互選による部会長を置く。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康福祉部保健福祉政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年1月30日規則第1号）

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(委員の任期に関する経過措置)

2 この規則の施行後、平成17年8月31日までの間に、新たに委嘱される委員の任期については、改正後の宗像市保健福祉審議会規則第3条の規定にかかわらず、現に在任する委員の残任期間とする。

附 則（平成16年12月28日規則第37号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

4 宗像市保健福祉審議会委員名簿

区分	氏 名	公職名	備考
社会福祉事業関係者	大坪 扶美子	むなかたケアマネ・ネットワーク 介護支援専門員	
	柴田 祐治	宗像市社会福祉協議会 事務局長	
	高岡 隆志	宗像市福祉ボランティア活動連絡協議会 会長	
	飛鷹 修	宗像市民生委員児童委員協議会 会長	
	山下 泰美	宗像市あゆみの会 会員	
保健事業関係者	安東 恵津子	宗像薬剤師会 会長	
	塩谷 眞子	宗像医師会 理事	
	筒井 博之	宗像・遠賀保健福祉環境事務所 保健監	
	中谷 光子	宗像市食生活改善推進会 会長	
	間世田 勇作	宗像歯科医師会 会長	
知識経験を有する者	岡山 昌裕	元 社会福祉法人 宗像会 理事長	副会長
	鬼崎 信好	久留米大学 教授	会長
	小林 裕美	日本赤十字九州国際看護大学 教授	
	松倉 真理子	福岡教育大学 准教授	
市民代表	大隅 義博	公募市民	
	前村 生子	公募市民	

5 計画策定の経緯

平成29年 7月26日	第1回宗像市障害福祉計画検討委員会 ・委員委嘱 ・計画構成案について
8月18日	市内障がい者支援事業所意見交換会
8月19日～ 8月31日	障がい福祉に関するアンケート調査の実施 ・調査対象者：1,428人
9月26日	第2回宗像市障害福祉計画検討委員会 ・計画体系案について ・アンケート調査の集計報告
10月19日	第1回宗像市保健福祉審議会 ・計画策定について（諮問）
11月16日	第3回宗像市障害福祉計画検討委員会 ・計画案について
11月27日	宗像市障害者自立支援協議会 ・計画案への意見聴取
12月14日	第2回宗像市保健福祉審議会 ・計画案の提示、審議
12月18日	第4回宗像市障害福祉計画検討委員会 ・計画最終案について
平成30年 1月18日	第3回宗像市保健福祉審議会 ・計画答申案について
1月26日	答申
2月 5日～ 3月 6日	パブリックコメントの実施

6 宗像市保健福祉審議会 諮問書

29宗福第 1372号

平成29年10月19日

宗像市保健福祉審議会

会長 鬼崎 信好 様

宗像市長 谷井 博美

第5期宗像市障害福祉計画・第1期宗像市障害児福祉計画について（諮問）

宗像市附属機関設置条例（平成15年宗像市条例第21号）第2条の規定により、
下記のとおり諮問します。

記

1 第5期宗像市障害福祉計画・第1期宗像市障害児福祉計画について

7 宗像市保健福祉審議会 答申書

平成30年1月26日

宗像市長 谷 井 博 美 様

宗像市保健福祉審議会
会 長 鬼 崎 信 好

第5期宗像市障害福祉計画・第1期宗像市障害児福祉計画について（答申）

平成29年10月19日付け29宗福第1372号より諮問のあった標記計画について
審議を行った結果、別添のとおり答申いたします。

第5期宗像市障がい福祉計画・第1期宗像市障がい児福祉計画（案）

8 市民意見提出手続による意見と回答

第5期宗像市障がい福祉計画・第1期宗像市障がい児福祉計画案
に関する市民意見提出手続（パブリックコメント）の意見及びその回答
【実施期間】 平成30年2月5日から3月6日

上記計画案について、市民3人から3項目のご意見をいただきました。提出された意見の内容及びその回答については、次のとおりです。

箇所	意 見	対応	回 答
箇所 全体	本計画案において「障がい」という交ぜ書き表記が見られます。 しかし、国の法令等では固有名詞を除き「障害」という表記が用いられております。そうしたなか、あえて宗像市が交ぜ書きをすることにより混乱を生じさせる懸念があります。 例えば、本計画案 11 ページにおける「障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移」といった表記は、宗像市の「障がい」という表記と、国の「身体障害者手帳」という表記が混在しております。こうした表記の混在は、読む側にとって大変な違和感を生じさせます。 一方で、一部の地方公共団体において「害」の字を忌避する風潮があり、また、この字を用いた表記は本来のものではないことが知られております。 しかし、その本来の表記である「障碍」も「さまたげる」とか「じゃまをする」といった意味があります。また、由来語である「障碍(しょうがい)」は仏教語で「悟りの障害となる」という意味です。 したがって、交ぜ書きをしたからといって「障碍(しょうがい)」ということば自体の持つ意味は変わりありません。よって、交ぜ書きは根本的に意味がないばかりか混乱を生じさせるおそれがあります。 上記のようなことから、本計画案中の「障がい」の表記は国と同様の表記に直すべきだと考えます。もしくは、「障害(障碍/障がい)」とは全く別の、負の印象を生じさせないことばを用いるべきだと考えます。	原案どおり	本計画案では、障がいのある人の思いを大切に、市民の障がいのある人に対する理解を深めていただくため、否定的なイメージがある「害」の漢字をできるだけ用いず、ひらがなで表記することとしています。このため、法令の名称や団体・施設等の固有名称を除き、ひらがなで表記しています。 「障がい」の表記を目にすることで、障がい福祉に関心を持つきっかけや、ノーマライゼーション社会の実現に向けた意識の醸成につながることを期待しています。

箇所	意見	対応	回答
地域福祉の推進 (P29)	障がい者にとって、スポーツは前回できなかった事が出来た時に、凄い自信になって、これから頑張ろうと言う気力が湧いて来ます。宗像も障がい者のスポーツに対して力を入れて貰えると嬉しいです。年一回位、障がい者の運動会を企画して貰うと、障がい者にも楽しみが増して良いと思います。計画の中で、障がい者の文化、スポーツ活動の躍進と言う文章が、第5期計画ではなくなっているので第4期計画同様に、障がい者の文化、スポーツ活動の推進に関する取り組みを入れて下さい。	一部修正	市では、障がい者に対してのスポーツ・文化芸術活動等に関する推進は、障がい者の生活をより豊かにするうえで非常に重要だと考えており、これまで広報等においても随時、情報提供を行っているところです。 このことから、ご指摘のとおり、障がい者のスポーツ・文化芸術活動に関する第4期計画の内容を踏襲し、(3)地域福祉の推進の《現状と課題》の文章中に「一方、障がい者がスポーツ・文化芸術活動に参加することは、自立と社会参加を促進し、生きがいのある豊かな生活を送るだけでなく、地域社会の人々の障がい者に対する理解を得る機会としても極めて重要です。障がいの種別、程度に関わらず、誰もが気軽にスポーツや文化芸術活動ができるような環境を整えるために、障がい者がどのようなスポーツ・文化芸術活動を行い、どのような支援を必要としているか把握する必要があります。」を追記します。 また、《今後の取り組み》に「3スポーツ・文化芸術活動の促進」を追加し、その内容として「障がい者のスポーツ・文化芸術活動の実態把握を行い、障がい者のニーズに応じた支援策の検討や各種施設等と連携した事業を実施していきます。また、障がい者がスポーツ・文化芸術に触れる機会を確保するとともに、障がい者の活動の場を拡げるため、あらゆる障がい者の利用に配慮した各種イベントや発表会、展示会の開催など、障がい者のためのスポーツ・文化芸術活動の場の確保に努めます。さらに、市民等が障がい者のスポーツ・文化芸術活動に触れることで、障がい者の活動に対する理解を深めていきます」を追記します。
その他	障害者福祉サービスについて 第5期計画では障害者のみならず、「介護する家族」をも考慮していただいているようで嬉しく思いました。 残念ながら第4期計画であがっているながら未だ整備されていない内容も多くあります。政策だけはあるけど・・・で終わらないでほしいです。 アンケートですが、いろんな障害がいっぱいあるので仕方ないのかもしれませんが、答えにくかったです。 福祉課窓口、支援相談員さんへの相談、区分判定調査などで意見を言うチャンスはあるものの、それが行政に伝わらない、上がっていない、くみ取ってもらえないのは歯がゆいです。	原案どおり	ご指摘のとおり、障がい福祉施策の推進につきましては、必ずしも計画どおりに進んでいない面もあり、今後もより一層の充実を図っていく必要があると考えます。本計画案を基にさらなる障がい福祉施策の推進・充実を図っていきます。 アンケート調査の内容に関しては、できる限り多くの対象者が回答しやすいよう作成したものでありますが、頂いたご意見を踏まえ、一人でも多くの方々が回答しやすい内容を検討していきます。 また、さまざまなご意見等に関しては、基幹相談支援センターを始め、あらゆる機会を捉え、随時受付を行っています。頂いたご意見等は、「宗像市障害者自立支援協議会」を始め「生活部会」など各部会においても協議・検討を行っているところです。今後も引き続き、協議・検討を行い課題解決に向けて取り組んでいきます。

第5期宗像市障がい福祉計画
第1期宗像市障がい児福祉計画

平成30年3月

発 行 福岡県宗像市
企画・編集 宗像市健康福祉部福祉課

〒811-3492 福岡県宗像市東郷一丁目1番1号
TEL (0940) 36-1121 (代)
FAX (0940) 36-5856
